

2023 年度

理化学研究所神戸南地区（計算科学研究センター）

施設運営・維持管理業務に係る民間競争入札実施要項（案）

2022 年 ○月

国立研究開発法人理化学研究所

目次

1. 国立研究開発法人理化学研究所神戸南地区（計算科学研究センター）施設運営・維持管理業務（以下「本業務」という）の詳細な内容及び、その実施に当たり確保されるべき本業務の質に関する事項	…… -2-
2. 実施期間に関する事項	…… -3-
3. 入札参加資格に関する事項	…… -3-
4. 入札に参加する者の募集に関する事項等	…… -4-
5. 本業務の実施者（以下「実施者」という）を決定するための評価の基準、その他の実施者の決定に関する事項	…… -5-
6. 本業務に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項	…… -6-
7. 実施者が使用できる国立研究開発法人理化学研究所神戸南地区（計算科学研究センター）（以下、「R-CCS」という）の財産に関する事項	…… -6-
8. 実施者が本業務を実施するに際し「R-CCS に報告すべき事項、R-CCS の指示により講ずべき措置」「秘密を適正に取り扱うために必要な措置」「その他の本業務の適正かつ確実な実施の確保のために講じるべき措置」に関する事項	…… -7-
9. 実施者が本業務を実施するに当たり、第三者に損害を加えた場合の損害の賠償に関し実施者が負うべき責任に関する事項	…… -12-
10. 本業務に係る「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成 18 年法律第 51 号 以下「法」という）の第 7 条 第 8 項に規定する評価に関する事項	…… -12-
11. その他、本業務の実施に関し必要な事項	…… -12-
別添 1 2023 年度理化学研究所神戸南地区（計算科学研究センター）施設運営・維持管理業務仕様書 別表 1 技術評価項目（別紙 1） 施設管理業務運転基準 2023 年度版（別紙 2） 資材・消耗品等一覧（別紙 3） 配置図（別紙 4）	
別添 2 2023 年度理化学研究所神戸南地区（計算科学研究センター）施設運営・維持管理業務 総合評価一般競争入札 評価項目・評価配点（別表 2） 施設業務に関する資格の保有率（別表 3）	
別添 3 従来の実施状況の開示	

趣旨

法に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のためにより良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

上記を踏まえ、R-CCS は、公共サービス改革基本方針（平成 29 年 7 月 11 日閣議決定）別表で民間競争入札の対象として選定された本業務について、公共サービス改革基本方針に従い民間競争入札実施要項（以下「実施要項」という）を定めるものである。

1. 本業務の詳細な内容及び、その実施に当たり確保されるべき本業務の質に関する事項

(1) 本業務の概要

本業務は、R-CCS が保有する大規模計算機システムを運用するために付帯したコジェネレーションシステム設備（以下「CGS」という）、熱源設備、空調設備、電気設備等の「点検、運転、操作、監視及び保守」を確実に行うことで、それらの機能を常に良好な状態に維持させるものである。また、異常発生時は即座に状況を把握し、短時間で上記の設備の運転復旧を行う。

「点検、運転、操作、監視及び保守」においては、R-CCS の運用技術部門施設運転技術ユニット監修の施設管理業務運転基準（以下「運転基準」という）、建築保全業務共通仕様書及び同解説（平成 30 年度版 国土交通省大臣官房営繕部監修）（以下「共通仕様書」という）並びに関係法令に基づき実施するものである。

(2) 本業務の内容

本業務を実施するにあたっては、別添 1「2023 年度理化学研究所神戸南地区（計算科学研究センター）施設運営・維持管理業務仕様書」（以下「仕様書」という。）に定める事項を十分理解のうえ実施するものとする。

(3) 確保されるべき対象業務の質

本業務に係る確保されるべき対象業務の質は、仕様書「11. 業務の質の設定」に定めた以下の通りとする。

仕様書「11. 業務の質の設定」（抜粋）

11-1. 本業務に関する包括的な質の設定

基本的な方針	主要事項	指標
適切で確実な点検、運転、操作、監視、保守を行い、機能を常に良好な状態に維持することを目的とする	運転監視品質	定められた条件での設備機器の運転・監視を行う
	冷熱・電力の安定供給体制	本業務の不備に起因する当該施設における冷熱・電力供給等の中断防止【0 件/年】
		障害発生時の R-CCS の担当者への連絡時間【確認後 10 分以内に報告】
		重要施設の運転停止【20 分以内に復旧】
	環境配慮事項	CO2 排出抑制やフロン漏洩等の適切な監視【漏洩等の発生 0 件/年】
作業安全確保	本業務に起因する当該施設内での労働災害等の防止【0 件/年】	

11-2. 各業務において確保すべき水準

R-CCS における各施設の運転・監視、点検及び保守等を運転基準及び共通仕様書に準じ点検項目内容等を不備なく行なえること。

11-2.1. 点検及び保守業務

1) 点検

指定された業務内容を実施し、各建物等の設備機能や劣化の状態を調査して異常又は劣化が認められた場合は、必要に応じ対応措置を判断し実行できること。

2) 保守

各建物等の設備点検を行い、点検等により発見された各建物等の設備機器について不良個所の修繕や部品交換等により設備機器等の性能を常時適切な状態に保つこと。

11-2.2. 業務の適正かつ確実な実施

- 1) R-CCS は、受注者の本業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めた時は、受注者に対し、必要な措置を講ずることを指示する。
- 2) R-CCS は、受注者の本業務において質の低下につながる問題点を確認した場合、随時、受注者に指示を行うことができるものとする。
- 3) R-CCS は、受注者の業務従事者が不適格であると判断した場合、その理由を明らかにし受注者に対し通知する。その場合、受注者は不適格である理由を業務従事者に確認し、当該業務従事者に対して改善指導を行う。
改善指導を行っても改善されない場合は、業務従事者の交替を行うこと。

(4) 創意工夫の発揮可能性

本業務を実施するに当たり実施者の創意工夫を反映し、本業務の質の向上（包括的な質の向上、効率化の向上、経費の削減等）に努めるものとする。

(5) 契約の形態及び支払

- ① 契約の形態は、業務請負契約とする。
- ② 実施者は、業務請負契約に基づき実施した所定の業務が完了したときは、仕様書に定める報告書を R-CCS に提出しなければならない。
- ③ R-CCS は、業務完了の報告を受けた場合、仕様書で定めた検査員は、その日から起算して 10 日以内に検査を完了し、当該検査の結果を実施者に通知する。
- ④ 検査の結果、不合格であれば R-CCS は、実施者に対して相当の期間を定めて完全な履行を請求し、または履行に代え若しくは履行とともに損害の賠償を請求することができる。なお、適正に実施できなかった業務については、実施方法を改善する業務改善報告書を速やかに R-CCS へ提出するものとする。
- ⑤ 前項の検査に合格した後、請負代金の支払を R-CCS に請求する。
- ⑥ 請負代金の支払にあたっては、実施者は該当月分の業務の完了後、R-CCS との間であらかじめ定める書面により当該月分の支払請求を行い、R-CCS はこれを受領した日から 30 日以内に支払うものとする。

なお、請負代金は 2023 年 4 月 1 日以降の本業務開始以降のサービス提供に対して支払われるものであり、実施者が行う引継ぎや準備行為等に対しては、支払わない。実施者に発生した費用は、実施者の負担とする。

(6) 法令変更による費用の増減及び損害の負担

法令の変更により事業者が生じた合理的な費用の増減及び損害は、①から③に該当する場合には R-CCS が負担し、それ以外の法令変更については実施者が負担する。

- ① 本業務に類型的、または特別に影響を及ぼす法令変更及び税制度の新設
- ② 消費税その他類似の税制度の新設・変更（税率の変更含む）
- ③ 上記①、②のほか法人税その他類似の税制度の新設・変更以外の税制度の新設・変更（税率の変更含む）

ただし、この業務請負契約の規定により、費用の増減を行う場合は、実施者・R-CCS 双方協議して定める。

2. 実施期間に関する事項

本業務の契約期間は、2023 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日までとする。

3. 入札参加資格に関する事項

- (1) 法第 15 条において準用する法第 10 条各号（第 11 号を除く）に該当するものでないこと。
- (2) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条の規定に該当しない者であること。（なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。）

- (3) 予決令第 71 条の規定に該当しないこと。
- (4) 法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (5) 労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納がないこと。
- (6) 国立研究開発法人理化学研究所（以下、「研究所」という）及び文部科学省における物品等の契約に係る指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間でない者であること。
- (7) 研究所契約事務取扱細則第 5 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第 1 項中、特別の理由がある場合に該当するものとする。
- (8) 研究所競争契約参加資格または、国の競争参加資格（全省庁統一資格）のいずれかにおいて、令和 4・5・6 年度に役務の提供等の「A」「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること、又は当該競争参加資格を有しない者で、入札書の受領期限までに競争参加資格審査を受け、競争参加資格者名簿に登載された者であること。また、営業品目「建物管理等各種保守管理」の認定を受けていること。
- (9) 仕様書において定める要件を全て満たすものを提供できること。
- (10) 単独で本業務を行えない場合、適正に業務を遂行できる「共同事業体（本業務を共同で行うことを目的として複数の民間事業者により構成される組織をいう。以下同じ。）」として参加することができる。
その場合、入札書提出時までに共同事業体を構成し、代表者を決め、代表者は入札参加資格の全ての項目を満たし、他の者は構成員として参加するものとする。また、共同事業体の構成員は上記(1)～(5)までの条件を満たす必要があり、他の共同事業体の構成員となりまたは、単独で参加することはできない。
なお、共同事業体の代表者及び構成員は、仕様書「25.入札に共同事業体として参加する際の規則事項」に記載された書類を作成し、提出すること。
- (11) 仕様書（別紙 1）技術評価項目の内容をすべて満たしていること。

4. 入札に参加する者の募集に関する事項等

(1) 入札の予定

①入札前説明会	2022 年 10 月上旬頃
②一般競争入札公告	2022 年 10 月下旬頃
③入札説明会（於：R-CCS 会議室）	2022 年 11 月上旬頃
④仕様書に関する質問及び照会等	2022 年 11 月中旬頃
⑤応札書類締め切り	2022 年 12 月上旬頃
⑥入札書締め切り・開札	2022 年 12 月下旬頃
⑦落札者の決定	2023 年 1 月中旬頃
⑧現行事業者からの引継ぎ	2023 年 1 月下旬頃
⑨契約締結	2023 年 4 月 1 日

(2) 質問書

本業務を履行するに当たり、R-CCS が示す仕様書に対して質疑等がある場合に提出する書類。

なお、質問及び照会等の提出期日を過ぎた場合は、質疑等がないとして取り扱う。質問書への回答については、R-CCS ホームページの入札情報等への掲載により回答する。

(3) 入札関係書類

- ① 応札書類
 - ア. 本業務の競争参加申込書
 - イ. 委任状

ただし、代理人による入札を行う場合に限る

ウ. 研究所競争契約参加資格または、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し

エ. 会社概要

オ. 定価見積書（内訳書、人件費明細）

契約期間内の本業務に対する人件費や一般管理費等、全ての費用の可能な限り詳細な項目を設定した物

カ. 仕様書の「技術評価項目（別紙 1）」に定める内容を満足するかを確認するための書類【必須項目審査書類】、並びに総合評価項目表の評価内容に沿った内容が確認できる書類【加算項目審査書類】。

キ. 共同事業者による参加の場合は、仕様書の「入札に共同事業者として参加する際の規則事項」について定めた書類

② 入札書

入札金額を記載した書類。

入札金額は調達物品等の本体価格のほか、履行場所渡しに要する一切の諸経費を含めた額とすること。

落札決定に当たり、入札書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数が生じた場合は、切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札に参加する者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、その入札明細となる内訳書を添付すること。

(4) 落札予定者の決定に必要な書類

法第 15 条において準用する法第 10 条に該当する欠格事由のうち、暴力団排除に関する規定について評価するために必要な書類。※落札予定者となった者のみ提出。

(5) 現行の実施業者からの引継ぎ

落札決定後速やかに引き継ぎを行う。

ア. 本業務を新たに受注する者は、履行期間前に 1 ヶ月程度の引き継ぎ期間を設けること。また、新たに受注する者は業務引継計画表を作成し、事前に R-CCS の承諾を得て本業務開始後に引継ぎ期間報告書提出すること。なお、新たに受注する者が、履行期間前の引き継ぎに要する費用は、全額、新たに受注する者の負担とする。

イ. 引き継ぎ期間中に、法令及び本仕様書に定める教育訓練を全ての要員に行なうこと。

ウ. 引き継ぎ期間中に、本仕様書に定める平日、夜間及び休日の業務を全ての要員が経験すること。

5. 実施者を決定するための評価の基準、その他実施者の決定に関する事項

実施者の決定に関する事項は、以下の通り。

(1) 評価方法

① 本業務の実施する者（以下「落札者」という。）の決定は、総合評価落札方式 とする。

② 必須項目「別表 1 技術評価項目」について、一つでも満たしていない場合は失格、全て満たしている場合は基礎点 100 点を付与する。

③ 落札者の決定に当たったの質の評価項目の設定は、「別表 2 評価項目・評価配点」（2023 年度理化学研究所神戸南地区（計算科学研究センター）施設運営・維持管理業務 総合評価 評価項目・評価配点）のとおり。

・落札者を決定するための評価基準の加算点は、得点配分 100 点とする。

④ 加算点の採点は研究所より評価委員を選出し採点を行う。

⑤ 評価値の計算は

評価値 = 技術評価点 / 入札価格 = (基礎点 + 加算点) / 入札価格

※算出された値に 100,000,000 を乗じる

(2) 落札予定者の決定

① 2023年度理化学研究所神戸南地区（計算科学研究センター）施設運営・維持管理業務総合評価

評価項目・評価配点に基づき採点し、入札参加者の中で最も高い総合評価値の者を落札予定者とする。

② 落札予定者となるべき者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじ引きを引かせ、落札予定者を決定する。

また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札事務に関係のない職員が代わってくじを引き落札予定者を決定する。

③ 落札者が決定したときは、速やかに落札者の氏名又は名称、落札金額及び落札者の決定理由、その他 R-CCS が必要と認めた事項を公表する。

(3) 落札者の取消し

次の各号のいずれかに該当するときは、落札者の決定を取り消す。ただし、契約担当者が正当な理由があると認められたときはこの限りではない。

① 落札者が契約担当者の定める期日までに契約書の取交しを行わない場合

② 入札書の内訳金額と合計金額が符合しない場合

落札後、入札者が記載した内訳書の内訳金額が合計金額と符合しないときは、落札金額で内訳金額の補正を求める。入札者は直ちに落札金額に基づいてこれを補正しなければならない。

(4) 初回の入札で落札者が決定しなかった場合の措置

初回の入札で入札参加者がいなかった場合、仕様書の「技術評価項目（別紙1）」を全て満たす入札参加者がいなかった場合、再度の入札を行っても落札者となるべき者が決定しなかった場合は、原則として入札条件等を見直した後に再度公告入札に付することにする。

なお、再度の入札公告によっても落札者となるべき者が決定しない場合又は再度の入札公告によると本業務の実施に必要な期間が確保できないなどやむを得ない場合は、現行の実施業者を実施する者とし、その理由を官民競争入札等監理委員会に報告するとともに公表する。

落札者がいないときは、直ちに再度入札を行うことがある。また、すべての競争参加者が同席していない場合、日時を変更して再度入札を行うことがある。

6. 本業務に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項

(1) 開示情報

本業務に関して、以下の情報は別添「従来の実施状況に関する情報の開示」のとおり開示する。

① 従来の実施に要した経費

② 従来の実施に要した人員

③ 従来の実施に要した施設及び設備

④ 従来の実施における目標の達成の程度

⑤ 従来の実施方法等

(2) 入札説明会での開示

「6.(1) ⑤従来の実施方法等」の詳細な情報は、「4.(1) ③入札説明会」において情報の開示を行う。

入札説明会の3日前までに R-CCS の契約担当者に社名、担当者名を連絡することで入札説明会に参加可能とする。

(3) 資料の閲覧等

「6.(1) ⑤従来の実施方法等」の詳細な情報の内、マニュアル・点検計画書・点検帳票等の閲覧を希望する者は、R-CCS の契約担当者に訪問日時・閲覧希望資料等について予め連絡し調整すること。

なお、R-CCS 内で閲覧することが可能であるが、コピーや写真撮影等は不可とする。ただし、閲覧を希望する資料であっても、情報セキュリティ確保等の観点から開示できない場合がある。

7. 実施者が使用できる R-CCS の財産に関する事項

(1) R-CCS 財産の使用

本業務の遂行に必要な施設・設備等は、実施者の適切な管理を行うことで、無償で使用する事ができる。

なお、資材・消耗品等は仕様書の「資材・消耗品等一覧（別紙 3）」に記載のとおり。

- ① 業務に必要な執務室、居室等
- ② 業務に必要な光熱水等
- ③ その他、R-CCS と協議し承認された業務に必要な施設・設備・物品等

(2) 使用制限

- ① 本業務以外に使用してはならない。
- ② 善良な管理のもと注意をもって使用しなければならない。
- ③ 本業務の契約が終了したときは速やかに R-CCS に返納しなければならない。
- ④ 実施者の責に帰すべき理由により滅失または毀損したときは、R-CCS の指定した期日までに代品の納入、若しくは原状復旧しなければならない。ただし、代品の納入、若しくは原状復旧が困難な場合は、損害を賠償しなければならない。

8. 実施者が本業務を実施するに当たり「R-CCS に報告すべき事項、R-CCS の指示により講ずべき措置」「秘密を適正に取り扱うために必要な措置」「その他の本業務の適正かつ確実な実施の確保のために講じるべき措置」に関する事項

(1) R-CCS に報告すべき事項、R-CCS の指示により講ずべき措置

① 報告等

ア. 実施者は仕様書に規定する業務を実施したときは、当該仕様書に基づく各種報告書を R-CCS に提出しなければならない。

イ. 実施者は本業務を実施したとき、または施設運営・維持管理に影響を及ぼす重要な事項の変更が生じたときは、直ちに R-CCS に報告しなければならない。

ウ. 実施者は契約期間中において、イ.以外であっても必要に応じて R-CCS から報告を求められた場合は、適宜、報告を行うこと。

② 調査・検査

ア. R-CCS は、本業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、法第 26 条第 1 項に基づき実施者に対し、本業務の実施の状況に関し必要な報告を求め、R-CCS 職員に実施者の執務室等の立ち入り、本業務の実施の状況若しくは帳簿・書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

イ. 立入検査を行う R-CCS 職員は、当該検査が法第 26 条第 1 項に基づくものであることを実施者に明示し、その身分を示す証明書を携帯し関係者に提示する。

③ 指示

R-CCS は、本業務を適正かつ的確に実施させるために 実施者に対し必要な措置をとることを指示する。

(2) 秘密を適正に取り扱うために必要な措置

① 秘密の漏えい

実施者は、本業務の実施に際して知り得た情報は、外部に漏らし・盗用し、または本業務以外の目的に利用してはならない。また、本施設管理業務の履行に当たる実施者の使用人も同様の義務を負い、この違反について実施者はその責を免れない。これらのことは、契約の解除及び契約期間満了後においても同様とする。

これらの者が秘密を漏らし、または盗用した場合は、法第 54 条により罰則の適用がある。

なお、実施者が、本契約の内容または成果を発表し、または他の目的に利用するときはあらかじめ書面により R-CCS の承認を得なければならない。

本契約に於ける秘密にすべき「情報」とは仕様書に記載された物を言う。

② 個人情報の管理

実施者は、R-CCS から提供された個人情報及び業務上知り得た個人情報について「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）」に基づき、適切な管理を行わなくてはならない。

③ 実施者への指示

上記のほか、R-CCS は実施者に対し、本業務の適正かつ確実な実施に必要な限りで、秘密を適正に取り扱うために必要な措置をとるべきことを指示する。

(3) その他の本業務の適正かつ確実な実施の確保のために講じるべき措置

① 契約保証金

契約保証金は免除する。

② 請負業務の開始

実施者は、本業務の開始日から確実に業務を開始すること。

③ 業務責任者の届出

ア. 実施者は、本業務の実施に当たり業務責任者及び業務副責任者を定め、書面にて R-CCS へ届出る。また、業務責任者及び業務副責任者を変更したときも同様とする。

イ. 業務責任者は、本業務の履行に関し、その運営・取締りを行うほか、契約金額の変更、履行期間の変更、契約代金の請求及び受領、業務関係者に関する措置請求並びに契約の解除に係る権限を除き、本業務に基づく実施者の一切の権限を行使することができる。

ウ. R-CCS は、実施者が本業務に着手した後に業務責任者、業務副責任者又は従事者が業務の履行について、著しく不適当であると認められるときは、実施者に対しその理由を明示した書面により必要な措置をとるべきことを求めることができる。

実施者は上記の請求があったときは、当該請求に係わる事項について決定し、その結果を請求の受領日から 10 日以内に R-CCS に通知しなければならない。

エ. 実施者は、仕様書の監督員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、R-CCS に対しその理由を明示した書面により、必要な措置を取るべきことを求めることができる。

R-CCS は上記の請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求の受領日から 10 日以内に実施者に通知しなければならない。

④ 権利の譲渡

実施者は、R-CCS の承認を得ないで本契約により生ずる権利若しくは、義務を第三者に譲渡し又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第 1 条の 4 に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成 10 年法律第 105 号）第 2 条第 3 項に規定する特定目的会社及び、信託業法（平成 16 年法律第 154 号）第 2 条第 2 項に規定する信託会社に対して譲渡する場合にあってはこの限りではない。

⑤ 下請負または再委託

ア. 実施者は、業務の全部又は主体的部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。
ただし、請負または、再委任させる業務の内容をあらかじめ書面による R-CCS の事前承認を得たときは、この限りではない。

イ. 実施者が下請負者または、再委託者に業務を実施させる場合、全て実施者の責任において行う。

下請負者または、再委託者の事業者の責に帰すべき事由については、実施者の責に帰すべき事由とみなし実施者が責任を負うこと。

ウ. 8.(2)①と 8.(2)②の義務は、下請負者・再委託者も同様に負うものとする。

⑥ 契約内容の変更

ア. R-CCS は、必要があるときは業務内容の変更を実施者に通知し、業務内容を変更することができる。この場合、R-CCS は必要があると認められるときは、履行期間若しくは契約金額を変更し、又は実施者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

イ. R-CCS 及び実施者は「本業務の改善」「経済情勢の変動」「天災地変の発生」「関係法令の制定若しくは、改廃」等、契約締結の際に予測できなかった著しい変更が生じたことにより、本業務を実施することが不相当と認められる場合、双方協議の上、法第 21 条の規定に基づく手続を行い契約の内容を変更することができる。

⑦ R-CCS の契約解除権

ア. R-CCS は、実施者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- a) 法第 22 条 第 1 項第 1 号のイからチまたは、同項第 2 号に該当したとき。
- b) 正当な理由がなく法第 26 条 第 1 項に基づく立ち入りまたは検査等に協力しなかったとき。
- c) 理化学研究所 業務契約約款 第 2 条に規定する「契約代金内訳書及び業務計画書」を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
- d) 正当な理由なく、本業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- e) 期間内に終了しないとき、又は期間経過後相当の期間内に業務を終了する見込みが明らかでないときと認められるとき。
- f) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

イ. R-CCS は、実施者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- a) この契約を完了させることができないことが明らかであるとき。
- b) 業務の内容に契約不適合がある場合において、その不適合が内容を除去した上でなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- c) 実施者がこの契約の履行を拒絶する意思を明確にしたとき。
- d) 実施者の債務の一部の履行が不能である場合、又は実施者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- e) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、実施者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- f) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、R-CCS が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がなされる見込みがないことが明らかであるとき。
- g) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という）又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という）が、経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金を譲渡したとき。

h) 前条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

i) 実施者（実施者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

① 実施者が個人である場合にはその者、実施者が法人である場合にはその役員、又はその支店若しくは請負契約を締結する事務所の代表者（以下「役員等」という）が、暴力団員であると認められるとき。

② 暴力団、又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

③ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団、又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し若しくは関与していると認められるとき。

⑤ 役員等が暴力団、又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

⑥ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が①から⑤までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

⑦ 実施者が、①から⑤までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（⑥に該当する場合を除く）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

⑧ 実施者の契約解除権

実施者は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約の全部または一部を解除することができる。

なお、これにより契約を解除し実施者が損害を被ったときは、R-CCS はそれを補償するものとし、その補償額は、R-CCS と実施者の協議において決定する。

ア. 8.(3)⑥契約内容の変更の規定する契約内容の変更が、著しく実施者に不利となり、協議が成立しなかったとき。

イ. R-CCS の契約違反によって、実施者が本契約に基づく債務を履行することが不可能となったとき。

⑨ 契約解除に伴う措置

ア. 実施者は、契約が解除された場合において、支給材料があるときは、1.(5)②の検査合格部分に使用されているものを除き、R-CCS に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が実施者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

イ. 実施者は、契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を R-CCS に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が実施者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

ウ. 実施者は、契約が解除された場合において、控室等に実施者が所有する業務機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有、又は管理するこれらの物件を含む）があるときは、実施者は、当該物件を撤去するとともに、控室等を修復し、取り片付けて、R-CCS に明け渡さなければならない。

エ. 前項の場合において、実施者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は控室等の修復若しくは取り片付けを行わないときは、R-CCS は、実施者に代わって当該物件を処分し、控室等を修復若しくは取り片付けを行うことができる。この場合においては、実施者は、R-CCS の処分又は修復若しくは取り片付けについて異議を申し出ることができず、また、R-CCS の処分又は修復若しくは取り片付けに要した費用を負担しなければならない。

オ. R-CCS は、天災その他不可抗力の原因によらないで実施者の責に帰すべき事由により本契約が解除された場合において、R-CCS に損害が生じたときは、実施者に対して損害賠償を求めることができるものとし、実施者は R-CCS から請求があったときはその損害を賠償しなければならない。

力、R-CCSが必要と認めるときは、実施者に対し作業の履行部分の全部または一部の検査を行い、業務が完了していると認める部分について、R-CCSの認定する評価額を実施者に支払う。この場合、引き渡すべき目的物の成果部分があるときは、R-CCSに引き渡さなければならない。

ただし、実施者は⑦R-CSSの契約解除権により契約が解除されたことによりR-CCSにその損失の補償を請求することはできない。

キ、上記力による業務の完了検査までの保全等に要する費用は、実施者の負担とする。

⑩ 違約金

ア、次の各号のいずれかに該当する場合には、実施者は、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として、R-CCSの指定する期間内に支払わなければならない。

- a) 8.(3)⑦イ.a)～i)の規定によりこの契約が解除された場合
- b) 実施者とその債務の履行を拒否し、又は実施者の責めに帰すべき事由によって実施者の債務について履行不能となった場合

イ、次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、8.(3)⑩アb.に該当する場合とみなす。

- a) 実施者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- b) 実施者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- c) 実施者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

ウ、天災その他不可抗力の原因によらないで実施者の責に帰すべき事由により本契約が解除された場合、実施者は、当該日から契約期間満了までに係る契約金額の100分の10に相当する金額をR-CCSに支払わなければならない。

- a) 実施者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という）第3条または第19条の規定に違反し、または実施者が構成員である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が実施者または実施者が構成員である事業者団体に対して、同法第49条に規定する排除措置命令または、同法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令が確定したとき。ただし、実施者が同法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合などR-CCSに金銭的損害が生じない行為として実施者がこれを証明し、その証明をR-CCSが認めたときは、この限りでない。
- b) 公正取引委員会が、実施者に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- c) 公正取引委員会が、受注者に対して課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- d) 実施者（実施者が法人の場合にあっては、その役員または使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6または独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

エ、前項の規定は、R-CCSに生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、R-CCSがその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

オ、実施者は、本契約に関して、8.(3)⑩ウの各号の一に該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類をR-CCSに提出しなければならない。

⑪ 遅延利息の徴収

ア. 実施者の責に帰すべき事由により、実施者がこの契約に基づく損害賠償金、又は違約金を指定の期間内に支払わないときは、R-CCS は、その支払わない額にその期限の翌日から支払の日まで年 3 パーセントの割合で計算した遅延利息を徴収する。

イ. R-CCS の責に帰すべき事由により、R-CCS が 1.(5)⑥の規定による請負代金、又は損害賠償金を指定の期間内に支払わないときは、実施者は、その支払わない額にその期限の翌日から支払の日まで年 2.5 パーセントの割合で計算した遅延利息を請求することができる。

⑫ 損害賠償

実施者の故意または過失により R-CCS に損害を与えたときは、その損害について賠償する責任を負う。

⑬ 業務の引継ぎ

ア. 現行実施者からの引継ぎ

実施者は、本業務が適正かつ円滑に実施できるよう現行実施者から本業務の開始日までにマニュアル、現場等における設備・機器類、作業実施状況、安全管理上の留意点など必要な引継ぎを受けなければならない。

その場合、業務引継ぎで現行実施者が新規事業者に引継ぎを行う際に諸経費が必要となる場合、現行実施者の負担とする。また、実施者が引継ぎのために要する諸経費は実施者が負担する。

イ. 請負期間満了の際の引継ぎ

実施者は、本契約の期間終了に伴い本業務が、継続的かつ円滑に遂行できるよう次回実施者に対して、マニュアル、現場等における設備・機器類、作業実施状況、安全管理上の留意点などの基本事項説明の協力を行うこと。なお、基本事項説明の詳細は、R-CCS と実施者及び次回実施業者間で協議し、一定の期間（4 週間目途）を定め本契約の期間終了日までに実施する。また、R-CCS は、当該引継ぎが円滑に完了したことを確認する。

⑭ 不可抗力免責

本業務の対象物件が R-CCS 及び、実施者の責に帰すことのできない事由により契約期間中に滅失または、毀損した結果、R-CCS が物件を使用することが出来なくなった際は、実施者は当該事由が生じた日の翌日以後の契約期間に係る代金の支払いを請求することができない。

⑮ 契約の解釈

契約に定めのない事項及び、契約に関して生じた疑義は、R-CCS と実施者で協議して解決するものとする。

9. 実施者が本業務を実施するに当たり、第三者に損害を加えた場合の損害の賠償に関し実施者が負うべき責任に関する事項

本契約を履行するに当たり、実施者又はその職員その他の当該公共サービスに従事する者が、故意又は過失により、当該公共サービスの受益者等の第三者に損害を加えた場合には、次に定めるところによるものとする。

- (1) 理化学研究所が国家賠償法（昭和 22 年法律第 125 号）第 1 条第 1 号等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、理化学研究所は、実施者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について理化学研究所の責めに帰すべき理由が存する場合は、理化学研究所が自らの責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。
- (2) 実施者が民法（明治 29 年法律第 89 号）第 709 条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について理化学研究所の責めに帰すべき理由が存するときは、実施者は理化学研究所に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。
- (3) 実施者は、業務の実施について第三者に損害を与えたときは、直ちに R-CCS に報告し、実施者の負担において賠償するものとする。

10. 本業務に係る法第7条 第8項に規定する評価に関する事項

(1) 本業務の実施状況に関する調査の時期

総務大臣が行う評価の時期（2024年5月を予定）を踏まえ、本業務の実施状況については、2023年度末時点における状況を調査する。

(2) 調査項目及び実施方法

1.(3) 確保されるべき対象業務の質において定めた確保されるべき対象業務の質の達成状況について、以下の方法で調査を行う。

- | | |
|-----------------------|--------------|
| ① 業務の内容 | …月次報告書等により調査 |
| ② 施設の運転管理に関連する重大障害の件数 | …月次報告書等により調査 |
| ③ 規程基準類の逸脱件数 | …月次報告書等により調査 |

(3) 意見聴取等

R-CCSは、必要に応じ実施者から直接意見の聴取等を行うことができる。

(4) 実施状況等の提出

R-CCSは、上記調査項目に関する内容を取りまとめた本業務の実施状況等について、(1)の評価を行うために2024年3月を目途に総務大臣及び官民競争入札等監理委員会へ提出する。

11. その他、本業務の実施に関し必要な事項

(1) 本業務の実施状況等の官民競争入札等監理委員会への報告

R-CCSは、法第26条及び第27条に基づく報告徴収、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を官民競争入札等監理委員会へ報告する。

(2) R-CCSの検査員、監督員

ア. 検査員、監督員は、以下のとおりとする。

監督員：計算科学研究センター 運用技術部門施設運転技術 ユニットリーダー

検査員：計算科学研究センター 運用技術部門 部門長

イ. 監督員は、本業務に関して必要がある場合は、R-CCSを代表して実施者との協議を行うものとする。

(3) 関連業務の調整

R-CCSは、実施者の実施する業務及びR-CCSの発注に係る第三者の実施する他の業務が業務実施上密接に関連する場合において、必要があるときはその実施につき調整を行う。この場合、実施者は、R-CCSの調整に従い第三者の行う業務の円滑な実施に協力しなければならない。

(4) 主な実施者の責務等

① 実施者の責務等

本業務に従事するものは、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。

② 法第54条の規定により、本業務の実施に関し知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処される。

③ 法第55条の規定により、報告をせず、もしくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者、あるいは指示に違反した者は、30万円以下の罰金に処される。

④ 法第 56 条の規定により、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、法第 55 条の違反行為をしたときは、行為者が罰せられるほか、その法人又は人に対して同条の刑が科される。

⑤ 会計検査について

実施者は、会計検査院法（昭和 22 年法律第 73 号）第 23 条第 1 項第 7 号に規定する者に該当することから、会計検査院が必要と認めるときには、同法第 25 条及び第 26 条により、同院の実地の検査を受け、又は同院から直接又は理化学研究所を通じて、資料・報告等の提出を求められたり質問を受けたりすることがある。

(5) 著作権

（保証）

実施者は、納品物であるドキュメント等の著作物について、必要に応じ適切な権利処理を行い、第三者の著作権その他の権利を侵害しないものとする。万一、実施者の責任に属する事由により第三者と研究所との間に紛争を生じまたはその恐れがある場合には、自己の責任と負担においてその対応と解決にあたるものとする。

（著作権等）

1. 本契約において新たに開発されたドキュメント等の著作物については、その著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む）は検収をもって実施者から研究所に移転するものとし、実施者は、研究所及び研究所が指定する者に対して、著作者人格権を行使しないものとする。

2. 前項の規定に関わらず、本契約締結時に既に実施者あるいは第三者がその著作権を有するドキュメント等の著作物であって、本納品物に含まれるドキュメント等については、その著作権は、実施者あるいは当該第三者に留保されることを確認する。但し、本契約において新たに改変が加えられたドキュメント等の著作物については、原著作物の二次的著作物として扱い、二次的著作物についての著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む）は、検収をもって実施者から研究所に移転するものとし、実施者は、研究所及び研究所が指定するものに対して、著作者人格権及び原著作物に係る著作権法第 28 条の権利を行使しないものとする。

(6) その他

① 異常時・緊急時の措置、安全確保

実施者は、異常時・緊急時、安全確保において、仕様書に定めた措置を取らなければならない。

② 相殺

R-CCS は、実施者が R-CCS に支払うべき賠償金その他の債務がある場合、本契約に基づき R-CCS が実施者に支払うべき代金、その他の債務とこれを相殺することができる。

③ 裁判管轄

本契約に関する一切の紛争（裁判所の調停手続きを含む）は、神戸簡易裁判所または神戸地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上

2023 年度理化学研究所神戸南地区（計算科学研究センター）

施設運営・維持管理業務仕様書（案）

Facility operations & maintenance in RIKEN Kobe South Area
(Center for Computational Science) for FY2023

2022 年 ○月

国立研究開発法人理化学研究所

目次

1. 目的	-2-
2. 対象施設等	-2-
3. 履行期間	-2-
4. 業務要求事項	-2-
5. 業務の条件	-2-
6. 業務対象	-2-
6-1. 対象設備	
6-2. 業務概要	
6-3. 業務計画	
6-4. 貸与資料	
7. 業務内容の詳細	-3-
7-1. 用語の定義	
7-2. 運転・監視とその記録・報告	
7-3. 点検・保守とその記録・報告	
7-4. 非常時・緊急時における対応	
8. その他の業務	-6-
8-1. 別契約業者の業務立会い・別契約業者との調整・各種イベントの協力	
8-2. 施設内における修理依頼対応作業	
8-3. 諸室の清掃	
9. 施設内設備の定期観測、定期清掃や害虫駆除	-7-
9-1. 定期観測	
9-2. 定期清掃・害虫駆除	
10. 機材、工具、資材及び消耗品の負担	-7-
11. 本業務の質の設定	-7-
11-1. 本業務に関する包括的な質の設定	
11-2. 各業務において確保すべき水準	
12. 実施体制に関する事項	-8-
12-1. 施設管理要員及び資格等	
12-2. 業務体制	
13. 法令等の準拠	-10-
14. 安全衛生管理	-10-
14-1. 業務の安全衛生管理	
14-2. 毒劇物の取り扱いについて	
14-3. 施設の取り扱いについて	
15. グリーン購入法に係わる配慮事項	-10-
16. 改正フロン法に係わる配慮事項	-10-
17. 疑義についての協議、解決	-10-
18. 教育	-10-
19. 引き継ぎ	-10-
20. 損害賠償	-11-
21. 秘密保持・目的外使用禁止義務	-11-
22. 記録の保管	-11-
22-1. 記録報告書の種類	
22-2. 保管年数並びに保管場所	
23. 納品物	-11-
24. 著作物と著作権	-12-
25. 入札に共同事業者として参加する際の規則事項	-12-
26. 管轄裁判所	-12-
27. 監督員・検査員	-12-

別紙

1. 別表 1 技術評価項目 (別紙 1)	-13-
2. 施設管理業務運転基準 2023 年度版 (別紙 2)	-17-
3. 資材・消耗品等一覧 (別紙 3)	-36-
4. 配置図 (別紙 4)	-43-

1. 目的

本仕様書は、国立研究開発法人理化学研究所（以下「理研」という）の事業目的を達成するため、計算科学研究センター（以下「R-CCS」という）の施設を受注者が適切かつ確実に「点検、運転、操作、監視及び保守」を行うことで、その機能を常に良好な状態に維持させることを目的とするため定めたものである。

なお、技術評価項目（別表 1）に示した実施体制、業務実績に基づき入札参加資格を制限した一般競争入札 総合評価落札方式とする。

2. 対象施設等

業務の場所：国立研究開発法人理化学研究所 計算科学研究センター

住 所：兵庫県神戸市中央区港島南町 7-1-26 他

対 象 施 設：研究棟、計算機棟、熱源機械棟、特高施設、屋外熱源機置き場（配置図（別紙 4）を参照）

3. 履行期間

2023 年 4 月 1 日～2025 年 3 月 31 日（2 カ年間）

4. 業務要求事項

R-CCS は大規模計算機システムを運用しており、コジェネレーションシステム設備（以下「CGS」という）、熱源設備、空調設備、電気設備等の「点検、運転、操作、監視及び保守」は、高度な専門的技術並びに知識が要求される。また、異常発生時は即座に状況を把握し、短時間で上記の設備の運転復旧が必須である。

5. 業務の条件

- 1) 業務は 24 時間、年間 365 日（閏年は 366 日）とすること。
- 2) 施設の冷暖房時期及び設備の運転時間は、R-CCS の担当者と事前に協議し実施すること。
- 3) 電気設備、CGS、ボイラ、圧力容器、自動火災報知設備等の点検立会は、R-CCS の担当者と事前に協議し実施すること。

6. 業務対象

6-1. 対象設備

- | | | | |
|------------|---|-------------|------------|
| 1) 監視制御設備 | 2) 電気関係設備 | 3) 空調関係設備 | 4) 給排水関係設備 |
| 5) 熱源関係設備 | 6) CGS 関係設備 | 7) 公害防止関係設備 | |
| 8) その他の設備等 | ・ 配管、配線共同溝、建物
・ 昇降機、防災設備、構内電話交換設備、構内放送設備等異常時対応の対象となる設備 | | |

6-2. 業務概要

R-CCS の運用技術部門施設運転技術ユット監修の施設管理業務運転基準（以下、運転基準という）、建築保全業務共通仕様書及び同解説（平成 30 年度版 国土交通省大臣官房営繕部監修）（以下「共通仕様書」という）並びに関係法令に基づき「点検、運転、監視及び保守」を行う。

6-2.1. 業務内容

- 1) 対象設備等の「点検、運転、操作、監視及び保守」
- 2) 上記 1) に必要な運転・作業手順書やチェックシートの作成並びに更新
- 3) 上記 1) における記録、報告及び記録の保管
- 4) 施設内における簡易な修理依頼対応作業
- 5) 関連業務の調整

6-2.2. 業務項目

6-2.2.1. 平日の業務項目

- 1) 監視制御設備の監視・操作（熱源機械棟中央監視設備、機械監視設備）

- 2) 受変電設備の運転・監視・点検・保守
- 3) CGS の系統連系運転・監視・点検・保守
- 4) 冷熱源設備及び附属設備の運転・監視・点検・保守
- 5) 空気調和・換気設備の運転・監視・点検・保守
- 6) 動力設備の運転・監視・点検・保守
- 7) 純水製造設備の運転・監視・点検・保守
- 8) 温熱源設備及び附属設備の運転・監視・点検・保守
- 9) 直流電源設備の運転・監視・点検・保守
- 10) 公害防止設備の運転・監視・点検・保守
- 11) 屋内照明・外灯設備の点検・保守・運転・監視
- 12) 給排水衛生設備（消火用ポンプ設備を含む）の運転・監視・点検・保守
- 13) 非常用自家発電設備及び無停電電源装置の運転・監視・点検・保守
- 14) 配管・配線共同溝の点検・保守
- 15) 建築防災設備等（自動火災報知設備、非常用照明装置、防火戸・防火防煙シャッター、防火・防煙ダンパー排煙設備、地震振動計、自動扉）…非常（異常）時の対応
- 16) 弱電設備（構内電話交換設備、構内放送設備）…非常（異常）時の対応
- 17) 建物（排水口、排水溝、防水、外壁、窓、ドア、床、壁、天井、階段等）…非常（異常）時の対応
ただし、各設備点検時に動線上及びその周辺（目視確認できる範囲）は対象範囲とし点検すること。

6-2.2.2. 夜間及び休日の業務項目

- 1) 特別高圧変電所及び各 2 次変電所の受変電設備の運転・監視
- 2) CGS の運転・監視・点検
- 3) 連続運転機器の運転・監視・点検
- 4) ボイラ及び冷凍機の運転・監視・点検
- 5) 自動火災報知器作動時の対応
- 6) 故障及びその他異常時における対応

6-3. 業務計画

受注者は、業務着手に先立ち施設管理に伴う業務計画の「設備の運転・監視計画」及び「点検・保守計画」を業務計画書として作成し、R-CCS の担当者に提出し承諾を得ること。

6-4. 貸与資料

点検対象設備等の図面等は、貸与する。ただし、貸与資料を外部に持ち出してはならない。

7. 業務内容の詳細

7-1. 用語の定義

1) 運転・監視

施設運転条件に基づき、関連設備機器を稼働させ、その状況を監視し、制御することをいう。

2) 点検

建築物・設備等の部分について、損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査することをいい、保守又はその他の措置が必要か否かの判断を行なうことをいう。

3) 日常点検

目視、聴音、触接、におい等の簡易な方法により、巡回しながら日常的に行なう点検をいう。

4) 定期点検

当該点検を実施するために必要な資格又は特別な専門的知識を有する者が、定期的に行なう点検をいう。
性能点検、月例点検、シーズンイン点検、シーズンオン点検及びシーズンオフ点検を含める。

5) 臨時点検

当該点検を実施するために必要な資格又は特別な専門的知識を有する者が、台風、暴風雨、地震等の災害発生直

後及び、不具合発生時等に臨時に行なう点検をいう。

6) 保守

各点検の結果に基づき対象物の機能の回復又は危険の防止のために行なうための作業をいう。
消耗部品の取替え、注油、その他これらに類する軽微な作業をいう。

7-2. 運転・監視とその記録・報告

7-2.1. 運転・監視の範囲

運転・監視の範囲は、次による。ただし、業務における運転・監視の対象設備等は、施設管理業務運転基準（別紙 2）による。

- 1) 設備機器の起動・停止の操作
- 2) 設備運転状況の監視又は計測・記録
- 3) 室内温湿度管理と最適化のための機器の制御、測定値調整
- 4) エネルギーの使用の合理化
 - ・省エネ法に掲げられる項目（消費設備及び使用の合理化に関する設備の設置、改廃状況等）について、記録し R-CCS の担当者に報告すること。
 - ・R-CCS の担当者の指示に従い、省エネルギーに努めること。
- 5) 季節運転切替え、本予備機運転切替え
- 6) 運転時間に基づく設備保全計画の把握

7-2.2. 運転・監視の記録及び報告

- 1) 日常業務における業務日誌を作成し、記録管理すること。
- 2) 業務日誌は、R-CCS の担当者に提出すること。
- 3) 日常業務において、正常でないこと（異常の発生、発生が予想される状態）が認められた場合は、直ちに R-CCS の担当者に報告するとともに、不具合報告書を提出すること。

7-2.3. 使用量の集計

月間、年間の電気、都市ガス及び給排水等光熱水の使用量を集計し、報告書としてとりまとめ R-CCS の担当者に提出すること。

7-3. 点検・保守とその記録・報告

7-3.1. 点検の範囲

日常点検の対象部分、数量等は施設管理業務運転基準（別紙 2）による。

7-3.2. 保守の範囲

運転・監視及び日常点検の結果に応じ、実施する保守の範囲は次のとおりとする。

- 1) 汚れ、詰まり、付着等がある部品又は点検部の清掃
- 2) 取り付け不良、作動不良、ずれ等がある場合の調整
- 3) ボルト、ねじ等の緩みがある場合の増し締め
- 4) 次に示す消耗品の交換及び補充
 - ① 潤滑油、グリス、充填油、溶剤類、試薬類等
 - ② 蛍光灯、ランプ類（高さ 3.6m 以下に限る）、ヒューズ類
 - ③ パッキン、ベルト、Oリング類
 - ④ 簡易計器類（圧力計、温度計、バルブ等）
 - ⑤ フィルター類
 - 研究棟、計算機棟、熱源機械棟の居室用空調機の交換は、1 回/年以上行う。
 - その他の機器類は、フィルターの目詰まり状況を勘案して適時交換を行う。
 - ⑥ ボイラの薬剤類
- 5) 接触部分、回転部分等への注油

- 6) 軽微な損傷がある部分の補修、タッチペイント、その他これらに類する作業
- 7) 消耗品の在庫管理
- 8) 保守で生じた廃棄物を甲の指定した場所に集積

7-3.3. 点検・保守の記録及び報告

- 1) 点検業務における記録管理は、点検表を作成し、記録、保存管理すること。
- 2) 保守の記録は、R-CCSの担当者に提出した物を保存管理すること。
- 3) 点検業務において、正常でないこと（異常の発生、発生が予想される状態）が認められた場合は、直ちにR-CCSの担当者に報告すると共に、不具合報告書を提出すること。

7-3.4. 資料等の整理、保管

業務期間中は、次に示すものを保管すること。

- 1) 機器の取扱説明書等
- 2) 機器台帳等
- 3) 工具、器具とその台帳

7-3.5. 保守・故障修理記録簿の整備

業務における保守・故障修理の記録簿の作成並びに更新を行う。

また、この作業の中には、別途業者（R-CCSが発注した業者を含む）の保守・故障修理も含むものとする。

7-3.6. 障害等の排除

設備の運転、点検及び操作・使用上の障害となるものの有無を点検すること。

7-3.7. 注意事項

- 1) 点検及び保守の実施の結果、対象部分を現状より悪化させてはならない。
- 2) 点検及び保守の実施に当たり、仕上げ材等の一部の撤去等を伴う場合は、あらかじめR-CCSの担当者の承諾を受けること。

7-4. 非常時・緊急時における対応

7-4.1. 応急措置等

- 1) 応急措置、危険防止措置の項目は、主として「6-2.2. 業務項目 6-2.2.1. 平日の業務項目」の1)～17)の業務実施に係るものとする。
- 2) 点検の結果、対象部分に脱落や落下又は転倒の虞がある場合、また、継続使用することにより著しい損傷又は関連する部材・機器等に影響を及ぼすことが想定される場合は、簡易な方法により応急処理（1次対応）を講じると共に、速やかにR-CCSの担当者に報告すること。
- 3) 落下、飛散の恐れがあるものについては、その区域を立入禁止にする等の危険防止処理（1次対応）を講じるとともに、速やかにR-CCSの担当者に報告すること。
- 4) 1次対応は、受注者が行うものとする。
但し、1次対応以降の措置は、R-CCSの担当者との協議により決定し、必要な費用は別途清算する。

7-4.2. 臨機（故障・事故及び災害等発生時）の措置等

- 1) 故障・事故及び災害等発生時の措置方法について定め、R-CCSの担当者と協議の上、内容について承諾を受けること。
- 2) 故障・事故及び災害等発生に伴う重大な危険が認められる場合は、直ちに必要な措置を講じること。
この場合、速やかにR-CCSの担当者に連絡するとともに警備等との連絡調整等を行い、報告書を提出すること。

- 3) 災害発生直後及び不具合発生時等、R-CCS において臨時に点検をおこなう場合には立ち会い、必要に応じて業務に協力すること。

7-4.3. 機器等に異常を認めた場合の措置等

受注者は、機器等に異常が認められた場合の連絡体制や対応方法について定め、R-CCS の担当者と協議の上、内容について承諾を受けること。なお、緊急を要する場合は、R-CCS と受注者は必要な措置を直ちに講じること。

7-4.4. 業務時間外の作業

業務時間外の作業とは、12-2.業務体制に定める業務時間帯以外の時間に行う作業をいう。

【緊急作業】

- 1) 対象設備等の運転・監視・点検・保守において業務時間外に緊急を要する作業が必要となった場合、R-CCS の依頼により受注者がその作業を行った際は、受注者は緊急処理報告書を提出することとし、R-CCS は別に定める緊急処理費及び深夜割増・日割計算の各単価に基づきその代金を支払う。
- 2) 業務時間外の緊急作業に備えた具体的な体制は、R-CCS の担当者と協議の上、内容について承諾を受けること。

【臨時作業】

- 1) 理研の事業目的を達成するために、本仕様書の「運転・監視・点検・監視・保守」関連以外の臨時作業を R-CCS が受注者に依頼し実施させる場合、受注者は、本仕様書記載の業務遂行に支障を与えないよう業務時間外の作業として対応し、R-CCS はその費用を負担する。
- 2) 請求処理にあたっては、上記、緊急作業の 1) を準用し、その費用についても同様とする。

8. その他の業務

8-1. 別契約業者の業務立会い・別契約業者との調整・各種イベントの協力

- 1) 当該施設の管理・運転業務に関して別契約業者（点検、工事並びに保守整備等）が業務を行なう場合、これに立ち会い、その業務に協力すること。なお、その内容は、R-CCS の担当者に報告すること。
- 2) 受注者が行う施設管理上必要がある部分について、別契約業者（点検、工事並びに保守整備等）との間で、種々の調整を行い、その業務の支援を行うこと。なお、その内容は、R-CCS の担当者に報告すること。
- 3) R-CCS で行う各種イベントに対し、協力要請があった場合はこれに協力すること。

8-2. 施設内における修理依頼対応作業

施設内における修理依頼対応作業は、「9. 機材、工具、資材及び消耗品の負担」で規定する機材、工具、資材及び消耗品を使用して行う範囲をいう。

1) 電気関係設備

- ① 配線、配線器具（スイッチ、コンセント等）の軽微な修理及び工事
- ② 電灯、動力設備の軽微な修理
- ③ 弱電設備の軽微な修理

2) 空調関係設備

- ① 空気調和設備及び付属設備の軽微な修理
- ② 蒸気、冷却水配管等の軽微な修理

3) 給排水関係設備

- ① 給水、給湯、排水設備の配管、ポンプ、器具の軽微な修理
- ② 衛生器具設備、衛生器具の配管、器具の軽微な修理

4) 熱源関係設備

- ① 軽微な修理

5) CGS 関係設備

- ① 圧力計の交換等の軽微な修理

6) 公害防止関係設備

- ① 軽微な修理

7) その他設備

- ① 建築防災設備、器具の軽微な修理
- ② 自動扉設備の軽微な修理
- ③ 排水設備の軽微な修理（トイレ等の詰まり）
- ④ 窓、ドア、床、壁、天井等の軽微な修理

8-3. 諸室の清掃

電気室・機械室等は、常に整理整頓を行い、拭き掃除程度の清掃を行なうこと。

9. 施設内設備の定期観測、定期清掃や害虫駆除

9-1. 定期観測

- 1) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（ビル衛生管理法）に準じ、室内空気環境測定を 12 回/年測定を行う。日時は、R-CCS の担当者の指示による。ただし、測定に要す測定機材は、貸与する。
- 2) フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）に基づくフロン類の漏洩簡易点検を 6 回/年実施する。測定日時は、R-CCS の担当者の指示による。ただし、測定に要する測定機材は、貸与する。

9-2. 定期清掃・害虫駆除

定期清掃並びに害虫駆除は、業務時間内に実施することとするが、受注者が別途で発注する作業としても良い。

1) 冷却塔の清掃

- ・熱源機器用：空研工業製 CT-1～CT-4(1,700RT12 連)、CT-5-1～CT-5-2(700RT4 連)、CT-6(1,400RT9 連)
CT-7～CT-8(700RT3 連)、CT-9(200RT2 連)

回数：4 回/年。清掃日時は、R-CCS の担当者と協議による。

- ・C G S 用：荏原シンワ製 CT（671.5kW×2 連 1 体型）

回数：2 回/年。清掃日時は、R-CCS の担当者と協議による。

2) カスケード（R-CCS 正面入り口部分の上池、カスケード、下池）の清掃

作業内容：藻類の除去、白華部分の除去、グレーチング部の錆びの除去、上・下池の汚泥除去。

回数：4 回/年。清掃日時は、R-CCS の担当者の指示による。

3) 汚水ピット（研究棟地下部分に設置）の害虫駆除

作業内容：建築物環境衛生管理基準に準拠し、厚生労働省認可の医薬品、医薬部外品を使用する。

処理方法	処理機材	おもな使用薬剤	適用／備考
残留噴霧	全自動噴霧器	フェニトロチオン	幼虫対策／水域内
局所微粒子噴霧	ミクロンガン	ピレスロイド系、有機リン系殺虫剤	成虫対策／水槽内
ドライ処理	炭酸ガス製剤	フェントリン	成虫対策／水槽内

回数：4 回/年。実施日時は、R-CCS の担当者の指示による。

本作業において、薬剤並びに噴霧器具等の支給や貸与は、行わない。

- 4) 上記 1) から 3) の定期清掃・害虫駆除以外に冷却塔・カスケードの清掃や害虫駆除を依頼し、実施した場合の費用は、別途清算する。

10. 機材、工具、資材及び消耗品等の負担

- 1) 本業務遂行上必要とする資材・消耗品等一覧（別紙 3）及び光熱水等は、R-CCS の負担とする。ただし、R-CCS が負担するものは、本業務以外に使ってはならない。
- 2) 作業衣及び寝具等は受注者の負担とする。

11. 業務の質の設定

11-1. 本業務に関する包括的な質の設定

業務に関する「管理・運転業務に関して包括的に必要とされる質」の設定は下表のとおり。

基本的な方針	主要事項	指標
適切で確実な点検、運転、操作、監視、保守を	運転監視品質	定められた条件での設備機器の運転・監視を行う
		本業務の不備に起因する当該施設における冷熱・電力供給等の中断防止【0 件/年】

行い、機能を常に良好な状態に維持することを目的とする	冷熱・電力の安定供給体制	障害発生時の R-CCS の担当者への連絡時間【確認後 10 分以内に報告】
		重要施設の運転停止【20 分以内に復旧】
		停電時の常用電気での重要施設の運転切り替え【30 分以内に完了】
	環境配慮事項	CO2 排出抑制やフロン漏洩等の適切な監視【漏洩等の発生 0 件/年】
	作業安全確保	本業務に起因する当該施設内での労働災害等の防止【0 件/年】

11-2. 各業務において確保すべき水準

R-CCS における各施設の運転・監視、点検及び保守等を運転基準及び共通仕様書に準じ点検項目内容等を不備なく行なえること。

11-2.1. 点検及び保守業務

1) 点検

指定された業務内容を実施し、各建物等の設備機能や劣化の状態を調査して異常又は劣化が認められた場合は、必要に応じ対応措置を判断し実行できること。

2) 保守

各建物等の設備点検を行い、点検等により発見された各建物等の設備機器について不良個所の修繕や部品交換等により設備機器等の性能を常時適切な状態に保つこと。

11-2.2. 業務の適正かつ確実な実施

1) R-CCS は、受注者の本業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めた時は、受注者に対し、必要な措置を講ずることを指示する。

2) R-CCS は、受注者の本業務において質の低下につながる問題点を確認した場合、随時、受注者に指示を行うことができるものとする。

3) R-CCS は、受注者の業務従事者が不適格であると判断した場合、その理由を明らかにし受注者に対し通知する。その場合、受注者は不適格である理由を業務従事者に確認し、当該業務従事者に対して改善指導を行う。改善指導を行っても改善されない場合は、業務従事者の交替を行うこと。

12. 実施体制に関する事項

12-1. 施設管理要員及び資格等

12-1.1. 施設管理要員

1) 業務責任者

仕様書に定められた本業務を遂行するために必要な技術員を統括し、作業の指導等の総合的な責任を持つこと。

2) 業務副責任者

業務責任者を補佐し、業務責任者が不在の時は、その職務を代行すること。

3) 技術員

仕様書に定められた本業務を遂行するための必要な技術を有し、業務責任者並びに業務副責任者の指示に従って作業を行なえること。

12-1.2. 資格

1) 業務責任者

受変電設備、自家発電設備等の点検整備業務について、高度な技術力及び判断力並びに作業の指導等の総合的な技能を有するものでありかつ、実務経験①並びに②～④の要件を全て具備するものまたは、概ね実務経験年数 15 年程度の者で②～④の要件を全て具備するもの。

① 特別高圧受変電設備と 6kV 発電機の系統連系設備を有する事業所において、電気設備点検業務（法令点検）において監督員若しくは、電気主任技術者の代務者として作業の指導等を 3 回以上実施したことがあるもの。

② 応礼会社で連続勤務した実務経験（以下「自社内実務経験」という）が 3 年以上の者。

③ 電気主任技術者相当の知識・資格^{注1)}を有すること。

④ エネルギー管理士等の資格^{注3) 注4)}を有すること。

2) 業務副責任者

電気設備等以外の設備の点検整備業務について、高度な技術力及び判断力並びに作業の指導等の総合的な技能を有するものでありかつ、実務経験①並びに②～④の要件を全て具備するものまたは、概ね実務経験年数 15 年程度の者で②～④の要件を全て具備するもの。

- ① 合計伝熱面積 500 m²・最高使用圧力 1.96Mpa の水管式ボイラ若しくは水管式廃熱ボイラであって、法定検査において自主点検の監督員若しくは、自主点検作業の指導等を 3 回以上実施したことがあるもの。
- ② 自社内実務経験が 3 年以上の者。
- ③ ボイラ技士の資格^{注2)}を有すること。
- ④ エネルギー管理士等の資格^{注3) 注4)}を有すること。

3) 技術員

- (1) 設備の点検整備業務について、業務責任者又は業務副責任者の指示に従って作業を行う能力を有する者。
- (2) 運転・監視及び日常的な点検保守業務について、作業の内容判断ができる技術力及び必要な技能を有する者。

上記 (1) (2) の者で、以下の条件を具備すること。

① 実務経験 5 年以上 10 年未満程度の者。若しくは、自家用電気工作物保安規程に基づく電気設備点検の実施並びに合計伝熱面積 50 m²・最高使用圧力 0.98Mpa の多管式貫流ボイラの運転管理を 3 カ年以上実施したことがあるもの。

② ボイラ技士の資格^{注2)}を有すること。

③ エネルギー管理士等の資格^{注3) 注4) 注5)}を有すること。

注 1)「電気主任技術者相当の知識・資格」とは、第(1, 2, 3)種電気主任技術者資格、第一種電気工事士のことをさす。

注 2)「ボイラ技士の資格」とは、(特, 1, 2)級ボイラ技士資格のことをさす。

注 3)「エネルギー管理士等の資格」とは、エネルギー管理士資格、エネルギー管理員講習修了者のことをさす。

注 4) R-CCS は、第一種エネルギー管理指定工場に指定されているためエネルギー管理員の指示を受け作業に当る必要があるため。

注 5) 技術員において、この資格を有しない場合は、配属後速やかに取得させること。

4) その他の資格及び実務経験

① 業務責任者、業務副責任者、技術員は、CGS 運転監視の実務経験を有すること。

ただし、経験が無い者は、R-CCS が貸与する CGS 運転用のレクチャービデオ ((株)カワサキマシンシステムズが、実際に行っている作業を撮影した物)を視聴し、実務内容を把握すること。また、(株)カワサキマシンシステムズが、実施する CGS に関する教育訓練を契約後速やかに受講すること。

② 神戸市排水管理責任者資格認定講習を契約後速やかに 2 名以上受講すること。

12-1.3. 本業務に必要な資格と選任の有無

ボイラ取扱作業主任者：種別 (特級・1級)ボイラ技士 …職務内容 ボイラ取扱作業主任者として選任

危険物取扱者：種別 乙種第4類危険物取扱者 …職務内容 取扱責任者として選任

建築物環境衛生管理技術者：種別 なし …職務内容 空気環境測定、害虫駆除業務の業務責任者として従事

I種[※]-管理に関する有資格者：種別 I種[※]-管理士、I種[※]-管理員講習修了者 …職務内容 I種[※]-管理員の補佐

12-1.4. 要員配置

1) 施設管理要員の配置は、以下の通りとし CGS の 24 時間運転・監視にも対応すること。

① 平日：業務責任者、業務副責任者、技術員数名 (内、宿日直要員 2 名)

② 休日：技術員 3 名 (内、宿日直要員 2 名)

平日、休日とは「12-2. 業務体制」に記載した平日、休日をいう。

宿日直要員とは、労働基準法施行規則第 23 条の宿直又は日直勤務について、許可を受けた者をいう。

2) 上記 1) 施設管理要員の配置に定める技術員は、本仕様書に定められた管理業務を遂行するために必要な人員を適宜配置することとし、受注者は本仕様書に基づき、施設管理要員配置計画を立て、本契約締結後速やかに R-CCS に提出し、その承認を得ること。

3) 要員配置は全て、受注者のもとの直接雇用の正社員でなければならない。ただし、全員を正社員で配置することが困難な場合は、契約社員を含めた配置も可とするが、書面にて「正社員で配置することが困難な理由 (様式不問)」を R-CCS に提出すること。なお、全員を契約社員で配置することは、不可とする。

4) 宿日直要員については、大規模計算機システムの運用状況により増員を指示することがある。

その際の費用については、7-4.4. 業務時間外の作業【臨時作業】と同様とする。

12-1.5. 要員交代について

1) 業務責任者及び業務副責任者

業務責任者及び業務副責任者の履行期間中の交代は、原則、認めない。

ただし、特別な事由がある場合は、R-CCSが実施する候補者との面談の結果、承諾された場合に限り交代を認める。

2) 技術員

技術員を履行期間中に交代せざるを得ない場合は、予め、書面にてR-CCSの承諾を得ること。

但し、1年間（年度）に交代できる技術員の人数は、原則、4名までとする。

12-2. 業務体制

12-2.1. 平日及び休日

原則として、R-CCSの出勤日に応じた業務体制により本業務を行なうこと。

1) 平日とは、休日以外の日をいう。

2) 休日とは、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する日、理研の創立記念日、年末年始（12月29日より1月3日まで）とする。

12-2.2. 業務時間

1) 昼間：9時00分から18時00分まで（休憩1時間）

2) 夜間：18時00分から翌日9時00分まで（仮眠4時間、休憩3時間）

業務時間について、提案がある場合は協議により決定する。

12-2.3. 業務の引き継ぎ

昼間勤務、夜間勤務への業務の引き継ぎの打合せの時間は、30分程度確保すること。

13. 法令等の準拠

受注者は、本業務を行なう上で関係法令及びR-CCSの規定を遵守し履行すること。

14. 安全衛生管理

14-1. 業務の安全衛生管理

1) 受注者は、施設管理要員の労働安全衛生に関する労務管理について、関係法令（労働安全法第57号）に従って行なうこと。

2) 受注者は業務の実施に際し、有害物質を確認した場合は、速やかにR-CCSに報告を行なうこと。

14-2. 毒劇物等の取扱いについて

1) 受注者は、毒劇物を常時施錠の保管庫に保管し、払い出し及び保管等はR-CCSの担当者の管理のもとで行なうこと。

2) 受注者は、保管状況及び入出庫数・在庫数を常に確認し、月1回、R-CCSに報告すること。

14-3. 施設の取り扱いについて

1) 施設管理要員が使用する建物はR-CCSの承諾を得てから使用すること。

2) 使用に際しては、建物の施錠管理・部屋の整理整頓に努め、その取扱いに際しては十分注意すること。

3) 貸出し鍵の保管を行うと共に棚卸し管理をR-CCSの管理のもとで行うこと。

4) 喫煙は、指定した場所において行い、喫煙後は消火を確認すること。

15. グリーン購入法（国等における環境物品等の調達に関する法律）に係わる配慮事項

1) 受注者は、本業務で使用する物品が特定調達品目に該当しない場合であっても資源採取から廃棄に至るライフ

サイクル全体について、環境負荷の低減に考慮するように努めること。

- 2) 受注者は、補充品、試薬品等の補充に当たっては、グリーン購入法の適応を考慮し、過度な補充を行わないこと。

16. 改正フロン法（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律）に係わる配慮事項

- 1) 受注者は、本業務において点検を行なう場合は、冷媒（フロン類）漏洩に伴う大気汚染放出の防止に努めること。
- 2) 受注者は、冷媒の漏えいが確認された場合、速やかに R-CCS に報告し、その指示に従うこと。

17. 疑義についての協議、解決

仕様書に定める本業務について疑義が生じた場合は、R-CCS 及び受注者との協議のうえ速やかに解決する。

18. 教育

新規に本業務に就く要員は、業務に就く前に1ヶ月程度の期間を R-CCS の現場において現場実習を実施すること。

19. 引き継ぎ

- 1) 本業務を新たに受注する者は、履行期間前に1ヶ月程度の引き継ぎ期間を設けること。
また、新たに受注する者は業務引継計画表を作成し、事前に R-CCS の承諾を得るとともに、事後に引継ぎ期間報告書を提出すること。
なお、履行期間前の引き継ぎに要する費用は、全額、新たに受注する者の負担とする。
- 2) 引き継ぎ期間中に、法令及び本仕様書に定める教育訓練を全ての要員に行なうこと。
- 3) 引き継ぎ期間中に、本仕様書に定める平日、夜間及び休日の業務を全ての要員が経験すること。
- 4) 受注者は本業務が終了する際、新たに受注する者への業務の引き継ぎに全面的に協力すること。

20. 損害賠償

受注者の従事者の故意又は重大な過失により、第三者及び施設並びに本施設の事業目的に損害を与えた場合は、受注者の責任においてその損害を賠償すること。

21. 秘密保持・目的外使用禁止義務

- 1) 受注者は、理研から請け負った施設管理業務で知り得た情報は、外部に漏らし・盗用し、又は本業務以外の目的に利用してはならない。また、本施設管理業務の履行に当たる受注者の使用人も同様の義務を負い、この違反について受注者はその責を免れない。これらのことは、契約の解除及び契約期間満了後においても同様とする。

本契約に於ける秘密にすべき「情報」とは次のものを言う。

- ① 「富岳」コンピュータの運用に関する事項
- ② 施設・建物の詳細や構造に関する事項
- ③ 施設機器類の運転・監視・点検に関する事項
- ④ エネルギー（電気・ガス等）の使用量や料金に関する事項
- ⑤ その他、理研が指定した情報

なお、受注者が本契約の内容又は成果を発表し、又は他の目的に利用することを希望する際は、書面により R-CCS の承認を得なければならない。

- 2) 個人情報の管理について、

受注者は、R-CCS から提供された個人情報及び業務上知り得た個人情報について「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に基づき、適切な管理を行わなくてはならない。

22. 記録の保管

22-1. 記録報告書の種類

本仕様書に記載されている次の業務に関する記録報告書等とする。また、種別毎に整理し保管する。

- ① 「7. 基本的な業務について」の「7-2. 運転・監視とその記録・報告、7-3. 点検・保守とその記録・報告、7-

4. 非常時・緊急時における対応」に関する記録及び報告書
- ② 「8. その他の業務について」に関する報告書
- ③ 「9. 施設内設備の定期観測、定期清掃や害虫駆除」に関する実施記録及び報告書
- ④ 「10. 機材、工具、資材及び消耗品等の負担」に関する保管記録及び在庫調査書

22-2. 保管年数並びに保管場所

保管年数並びに保管場所は、R-CCS の運用技術部門施設運転技術ユニットの指示によること。

23. 納品物

履行期間に実施した内容で、以下の物を納品する。

- ① 年間業務計画/報告書
- ② 月間業務計画/報告書
- ③ 上記、「22.記録の保管」書類の一覧
- ④ 上記、「22.記録の保管」書類の PDF データ

納品形状は、①、②、③は紙媒体として R-CCS の担当者が押印したものを各 1 部。

④は電子媒体 (DVR-R 又は CD-R/ファイナライズ済み)として 2 部。

24. 著作物と著作権

受注者が業務上で作成した帳表・マニュアル等の著作物の著作権は、理研に帰属するものとする。

25. 入札に共同事業体として参加する際の規則事項

入札において共同事業体で参加する場合は、受注者共同事業体において以下の内容の規則を作成して届け出ること。

- ① 運営規則 …… 受注者グループの意思決定機関としての位置付けとその機能を定めたもの
- ② 施工規則 …… 各種業務に関する協議決定機関としての位置付けとその機能を定めたもの
- ③ 経理規則 …… 経理処理、費用負担、費用請求に伴う業務報告等に関する事項を定めたもの
- ④ 事務規則 …… 各種業務における指揮命令系統及び責任体制に関する事項を定めたもの
- ⑤ 就業規則 …… 当作業所における職員の就業条件等に関する事項を定めたもの
- ⑥ 人事規則 …… 管理者の要件、職員の交代等に関する事項を定めたもの
- ⑦ 購買規則 …… 各種業務を遂行するに当たり必要物品の購入手続等に関する事項を定めたもの
- ⑧ グループ解散後の秘密保持・目的外使用禁止義務に関する覚書
…… 解散後の秘密保持・目的外使用禁止義務等に関する事項を定めたもの

26. 管轄裁判所

本契約に関する一切の紛争（裁判所の調停手続きを含む）は、神戸簡易裁判所または神戸地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

27. 監督員・検査員

監督員：計算科学研究センター 運用技術部門施設運転技術 ユニットリーダー

検査員：計算科学研究センター 運用技術部門 部門長

以上

別表 1 技術評価項目

評価判定が、全て「有」の場合に入札参加資格を与える。資料の提出詳細は、提出様式に定める。

技術評価項目表

大項目	小項目	評価の視点	評価判定	提出様式
1.実施体制	1) 配置要員数	平日、夜間、休日において要求仕様を満足することができる要員数を確保する。	有・無 □・□	自由様式
	2) 責任者の実務経験及び資格	業務責任者、業務副責任者の実務経験及び資格等について、要求仕様を満足させる。	有・無 □・□	
	3) 技術員の実務経験	技術員の実務経験及び資格等について、要求仕様を満足させる。	有・無 □・□	
	4) 常用発電設備の運転・監視経験	常用発電設備の運転・監視について、仕様書記載事項を充足させる。	有・無 □・□	
	5) 雇用関係	仕様書記載を充足させる。	有・無 □・□	
	6) 取扱責任者、エネルギー管理に関する資格	次の取扱責任者を配置させる。 ・ 1 級ボイラ技士 ・ 乙種 4 類危険物取扱 ・ 建築物環境衛生管理技術者 ・ エネルギー管理に関する有資格者	有・無 □・□	付表 1
	7) 緊急体制	災害時、緊急時の体制の整備状況を示す。	有・無 □・□	自由様式
	8) 代替え要員の確保	施設管理要員に欠員等を生じた場合、要員確保の体制を示す。	有・無 □・□	
2.業務実績	1) 公共施設の実績	公共施設等の施設管理業務の実績の有無。	有・無 □・□	自由様式
	2) 業務の評価基準	国際標準規格 ISO9001 認証の取得の有無。	有・無 □・□	

技術評価項目詳細

1. 実施体制 1) 配置要員数

本業務を実施するための施設管理要員数を記載した物を提出する。(自由様式)

- ア. 実施体制表(自由書式)において、各業務の配置要員数を記載する。
 - イ. 各業務の平日・夜間・休日の配置人数を記載する。
- ※配属予定の人員数を実施体制表(組織図)として作成することで、名簿の提出ではない。

1. 実施体制 2) 責任者の実務経験及び資格

業務責任者、業務副責任者は仕様書「12-1.2. 資格」に規定事項が判明できる物を提出する。(自由様式)

- ア. 実務経験または実務経験年数、自社内実務経験年数及び保有する資格を記載した表を添付する。
 - 1) 仕様書記載の①についての実務経験の内容
 - 2) 実務経験年数は、勤務先名と雇用期間
 - 3) 保有する資格
- 業務責任者においては、仕様書記載の
- ③ 電気主任技術者相当の知識・資格
 - ④ エネルギー管理士等の資格
- 業務副責任者においては、仕様書記載の
- ③ ボイラ技士の資格
 - ④ エネルギー管理士等の資格
- イ. 上記の表に記載した内容の証憑(資格等の写し)を添付する。
- ※配属予定の業務責任者と業務副責任者は、上記のアとイが確認できるようにする。

1. 実施体制 3) 技術員の実務経験

技術員は仕様書「12-1.2. 資格」に規定事項が判明できる物を提出する。(自由様式)

- ア. 実務経験年数若しくは実務経験、保有する資格を記載した表を添付する。
 - 1) 実務経験年数は、勤務先名と雇用期間
 - 2) 仕様書記載の①についての実務経験の内容
 - 3) 保有する資格
- ② ボイラ技士の資格
 - ③ エネルギー管理士等の資格
- イ. 上記の表に記載した内容の証憑(資格等の写し)を添付する。
 - ウ. 要求する資格を有していない場合は、契約後速やかに取得させる旨の念書を提出すること。
- ※配属予定の技術員が決定していない場合「1. 実施体制 1) 配置要員数」で提出された組織図に該当する要員が仕様書に規定された通りの実務経験を有した者を配置する旨の誓約書を提出することで足りる。

1. 実施体制 4) 常用発電設備の運転・監視経験

施設管理要員(業務責任者、副責任者、技術員)が、常用発電設備の運転・監視の実務経験を有していることが分かる物を提出する。(自由様式)

- ア. 運転・監視経験を証明する物(常用発電設備を有する施設の管理契約書と配置証明書等)を添付する。
 - イ. 実務経験が無いものについては、仕様書に記載の実務訓練を受講する旨の誓約書を添付する。
- ※配属予定の技術員が決定していない場合は、配置予定要員に仕様書に記載の実務訓練を受講させる旨の誓約書を提出することで足りる。

1. 実施体制 5) 雇用関係

正社員で施設管理要員が、配置されていることの確認ができる書類の写しを提出する。但し、全要員が正社員で配置出来ない場合、直接雇用の契約社員を含めることによる「理由書」を添付すること。(自由様式)

- ア. 直接雇用(正社員、契約社員)であることが、証明できる書類の写し(雇用契約書等)を添付する。
 - イ. 契約社員を含めた場合、「正社員で配置することが困難な理由書(自由書式)」を添付する。
- ※配属予定の技術員が決定していない場合は、仕様書に規定した通りの条件である旨の誓約書を提出することで足りる。

1. 実施体制 6) 取扱責任者、エネルギー管理に関する資格

1 級ボイラ技士、乙種 4 類危険物取扱、建築物環境衛生管理技術者、エネルギー管理士等の資格

- ア. 別表 1 の資格毎に直接雇用(正社員、契約社員)社員の氏名を記載する。
 - イ. 配属予定の業務責任者と業務副責任者で資格の不足がある場合は、技術員の中から選出する。
- ※配属予定の技術員が決定していない場合は、仕様書に規定した通りの条件で技術員の中から選出することが出来る旨の誓約書を提出することで足りる。

1. 実施体制 7) 緊急体制

緊急体制の考え方並びに災害時、緊急時の体制表を記載した物を提出する。(自由様式)

- ア. 本業務に従事した組織の緊急体制図を記載する。
- イ. 緊急体制図には災害時、緊急時の体制の考え方を記載する。

1. 実施体制 8) 代替え要員の確保

施設管理要員に欠員が生じた場合の要員確保について記載した物を提出する。(自由様式)

- ア. 代替え要員の確保が可能であることを記載する。
 - イ. 施設管理要員と同等な技術力を有していることを記載する。
 - ウ. 雇用契約書等の雇用形態が分かる書類の写し、及び、代替え要員の取得資格書の写しを添付する。
- ※配属予定者が決定していない場合は、仕様書に規定した通りの要員が配置できる旨の誓約書を提出することで足りる。

2. 業務実績 1) 公共施設等の実績

公共施設等の実績状況を記載した物を提出する。(自由様式)

- ア. 契約等の実績が判明できる書類(契約先の名称、契約件名、契約期間、契約金額、業務内容等)の写しを添付する。
- イ. 書類の写しに秘密保持事項が含まれる場合は、その旨を付記して詳細は省略しても良い。

2. 業務実績 2) 業務の標準評価

施設管理を請け負う事業所を管轄する組織若しくは、施設管理を請け負う事業所において国際規格 ISO9001 の認証の取得が確認できる物を提出する。(自由様式)

- ア. 認証取得の写しを添付する。

記載における注意

1. 提出する用紙の規格は、JIS A4 サイズとする。
2. 用紙は縦向きに使用し、文字は横書きで記載すること。

【付表 1】取扱責任者、エネルギー管理に関する資格

1. 実施体制 6) 取扱責任者、エネルギー管理に関する資格		
資格名称	氏名並びに資格種別	配置状況
特級又は1級ボイラ技士		()名配置
乙種4類危険物取扱者		()名配置
建築物環境衛生管理技術者		()名配置
エネルギー管理士		()名配置
エネルギー管理員講習修了者		()名配置

注意 1. 資格書の写しを添付すること。

注意 2. 配属予定者が決定していない場合は、仕様書に規定した通りの要員を配置する旨の誓約書を添付すること。

施設管理業務運転基準

国立研究開発法人理化学研究所 計算科学研究センター
運用技術部門 施設運転技術ユニット

主要機器と運転・監視及び日常点検・保守周期表

施設管理業務運転基準(電気設備関係) 平日

仕様書の第3編 運転・監視及び日常点検・保守の「第3章 電気設備」の点検項目による

項目	仕様等	数量	日点検	週点検	月点検	備考	対応点検表No
(計算機棟)							
照明器具の点灯状態	延べ床面積 10485.17㎡	104.9			12		
照明器具ランプの交換	延べ床面積 10485.17㎡	104.9				適時	
動力・制御盤	盤リスト参照のこと	44			12		
分電盤	盤リスト参照のこと	42			12		
高圧受変電盤・配電盤(低圧盤含む)	高圧電気室1×14、高圧電気室2×8、高圧電気室3×(24+39)、高圧電気室4×(20+37)	142			12		
6.6kV 変圧器	高圧電気室1×11、高圧電気室2×4、高圧電気室3×(21+17)、高圧電気室4×(18+19) (日点検は、温度監視)	90	242	52			
VCB・DS・LBS	高圧電気室1×13、高圧電気室2×8、高圧電気室3×(24+24)、高圧電気室4×(20+28)	97		52			
6.6kV 計器用変圧器・計器用変流器	高圧電気室1×6、高圧電気室2×6、高圧電気室3×(9+16)、高圧電気室4×(6+20)	63		52			
6.6kV 指示計器	高圧電気室1×2、高圧電気室2×2、高圧電気室3×(3+4)、高圧電気室4×(2+5)	18		52			
直流電源装置 (整流装置)	GSユアサ製 TR-SNTB10050	1	242	52			
直流電源装置 (蓄電池)	制御弁式鉛蓄電池 54セル 100Ah	1		52			
直流電源装置 (整流装置)	GSユアサ製 TR-SNTB10075	1	242	52			
直流電源装置 (蓄電池)	制御弁式鉛蓄電池 54セル 300Ah	1		52			
UPS装置 (100kVA UPSシステム)	構成：UPS装置、蓄電池盤、保守バイパス盤、出力分岐盤)、制御弁式鉛蓄電池 300Ah型×180	1	242	52			
太陽光発電設備 アレイ		1			12		
太陽光発電設備 中継端子箱		5			12		
太陽光発電設備 パワーコンディショナー		1			12		
太陽光発電設備 発電状況パネル		1	242				
(熱源機械棟)							
照明器具の点灯状態	延べ床面積 2079.01㎡	20.8			12		
照明器具ランプの交換	延べ床面積 2079.01㎡	20.8				適時	
動力・制御盤	盤リスト参照のこと	60			12		
分電盤	盤リスト参照のこと	13			12		
高圧受変電盤・配電盤(低圧盤含む)	A7・B6×10、C4×6	16			12		
6.6kV 変圧器	A7・B6×4、C4×3 (日点検は、温度監視)	7	242	52			
VCB・DS・LBS	A7・B6×13、C4×7	20		52			
6.6kV 計器用変圧器・計器用変流器	A7・B6×18、C4×6	24		52			
6.6kV 指示計器	A7・B6×6、C4×2	8		52			

主要機器と運転・監視及び日常点検・保守周期表

施設管理業務運転基準(電気設備関係) 平日

仕様書の第3編 運転・監視及び日常点検・保守の「第3章 電気設備」の点検項目による

項目	仕様等	数量	日点検	週点検	月点検	備考	対応点検表No
(熱源機械棟)							
非常用発電機	3相200V 450kVA	1		52	12		
直流電源装置 (整流装置)	GSユアサ製 TR-SNTB10030	1	242	52			
直流電源装置 (蓄電池)	制御弁式鉛蓄電池 54セル 50Ah	1		52			
(屋外熱源置き場)							
動力・制御盤	盤リスト参照のこと	14			12		
高圧受変電盤・配電盤(低圧盤含む)	6	6			12		
6.6kV 変圧器	5 (日点検は、温度監視)	5	242	52			
VCB・DS・LBS	7	7		52			
6.6kV 計器用変圧器・計器用変流器	2	2		52			
6.6kV 指示計器	1	1		52			
(研究棟)							
照明器具の点灯状態	延べ床面積 9020.50㎡	90.2			12		
照明器具ランプの交換		90.2				適時	
動力・制御盤	盤リスト参照のこと (月毎の検針が必要なものあり)	22			12		
分電盤	盤リスト参照のこと (月毎の検針が必要なものあり)	105			12		
(特高施設)							
照明器具の点灯状態	延べ床面積 274.50㎡	2.7			12		
照明器具ランプの交換	延べ床面積 274.50㎡	2.7				適時	
動力・制御盤	盤リスト参照のこと	2			12		
電灯分電盤	盤リスト参照のこと	1			12		
高圧受変電盤(高圧饋電盤)・配電盤(低圧盤含む)	A系×8、B系×9、C系×6、特高監視盤、特高継電器盤、特高中継端子盤×2	27			12		
特別高圧機器	GSI×2台、変圧器×2台 (巡回監視)	1	242				
高速限流遮断装置	巡回点検のみ	1	242				
6.6kV 変圧器 (油入り)	C系×1 (日点検は、温度監視)	1	242	52			

主要機器と運転・監視及び日常点検・保守周期表

施設管理業務運転基準(電気設備関係) 平日

仕様書の第3編 運転・監視及び日常点検・保守の「第3章 電気設備」の点検項目による

項目	仕様等	数量	日点検	週点検	月点検	備考	対応点検表No
(特高施設)							
VCB・DS・LBS	A系×14、B系×16、C系×8、高速限流遮断装置×4	42		52			
6.6kV 計器用変圧器・計器用変流器	A系×39、B系×42、C系×25、高速限流遮断装置×4	110		52			
6.6kV 指示計器	A系×14、B系×15、C系×9、高速限流遮断装置×2	40		52			
高圧進相コンデンサ		5		52			
直流電源装置 (整流装置)	GSユアサ製 TR-SNTB10050	1	242	52			
直流電源装置 (蓄電池)	制御弁式鉛蓄電池 54セル 100Ah	1		52			
(共通箇所)							
外灯		155	242		12		
雷保護設備(突針)	熱源機械棟 12本	12			12		
雷保護設備(棟上導体)	計算機棟≒1080m、熱源機械棟≒240m 全長1320m	132			12		
構内配線路	特高用×1、特高Tr室×3、トレンチ×2、屋外電路×8 (トレンチは、内部状況の確認を行う)	14			12		

主要機器と運転・監視及び日常点検・保守周期表

施設管理業務運転基準(電気設備関係) 休日

仕様書の第3編 運転・監視及び日常点検・保守の「第3章 電気設備」の点検項目による

項目	仕様等	数量	日点検	週点検	月点検	備考	対応点検表No
(計算機棟)							
6.6kV 変圧器	高圧電気室1×11、高圧電気室2×4、高圧電気室3×(17+21)、高圧電気室4×(19+18) (日点検は、漏	90	123				
直流電源装置 (整流装置)	GSユアサ製 TR-SNTB10050 GSユアサ製 TR-SNTB10075	2	123				
UPS装置 (100kVA UPSシステム)	構成：UPS装置、蓄電池盤、保守バイパス盤、出力分岐盤)、制御弁式鉛蓄電池 300Ah型×180	1	123				
(熱源機械棟)							
6.6kV 変圧器	A7・B6×4、C4×3 (日点検は、温度監視)	7	123				
直流電源装置 (整流装置)	GSユアサ製 TR-SNTB10030	1	123				
(屋外熱源置き場)							
6.6kV 変圧器	5 (日点検は、温度監視)	5	123				
(研究棟)							
(特高施設)							
特別高圧機器	GSI×2台、変圧器×2台 (巡回監視)	1	123				
高速限流遮断装置	巡回点検のみ	1	123				
6.6kV 変圧器 (油入り)	C系×1 (日点検は、温度監視)	1	123				
直流電源装置 (整流装置)	GSユアサ製 TR-SNTB10050	1	123				
(共通箇所)							
外灯		155	123				

主要機器と運転・監視及び日常点検・保守周期表

施設管理業務運転基準(電気設備関係)

仕様書の第3編 運転・監視及び日常点検・保守の「第3章 電気設備」の点検項目による

項目	仕様等	数量	日点検	週点検	月点検	備考	対応点検表No
(検針)							
持ち込みサーバー用電源盤検針	持ち込サーバー用電源盤(分電盤01)～持ち込サーバー用電源盤(分電盤13)	13			12		
	Eサイエンス用電源盤(分電盤01)～Eサイエンス用電源盤(分電盤05)	5			12		
	HPCIストレージ電源盤	1			12		
	FX10 用 チラー積算電力計(FX10 用 チラー機側)	1			12		
	デジタル電力計検針函 (持ち込サーバー室、C342に設置)	2			12		

点検対象分電盤リスト

研究棟	盤名称	場所	形状	主要機器	電灯	動力
1	R-B1通信1	BF(R041)	2面連結	WHM, MS:100AF, BS:22/WHM, MS:225AF, BS:26	2	
2	R-B1通信2	BF(R042)	2面連結	WHM, MS:100AF, BS:18/WHM, MS:100AF, BS:14	2	
3	R-B1P-1	BF(R043)	5面連結	空調機×5, FAN×6, 漏れ検知×3, 電源送り×2		5
4	R-B1L-1	BF(R062)	1面	WHM, MS:100AF, BS:42, Ry:5/防災電源	1	
5	排水ポンプ用手元開閉器	BF(南階段室)	1面			1
6	水景設備制御盤	水景設備機械室	1面	漏れ検知×2, 逆洗装置, 殺菌装置×2, 水位検出器		1
7	屋外コンセント盤	水景設備機械室	1面	3P50AF×3, 2P50AF×2, 2kVA変圧器	1	
8	R-1L-1	1F(R161)	1面	WHM, MS:225AF, BS:74, Ry:26/防災電源	1	
9	R-1P-1	1F(R141)	1面	空調機×2, FAN×2, 電源送り×1		1
10	WHM-1-OA1	1F(R141)	1面	WHM×2	1	
11	R-1-OA-1-1	1F(R141)	住宅分電盤		1	
12	R-1-OA-1-2	1F(R141)	住宅分電盤		1	
13	R-1-OA-2-1	1F(R141)	住宅分電盤		1	
14	R-1-OA-2-2	1F(R141)	住宅分電盤		1	
15	R-1サーバー盤	1F(R143)	1面	WHM, MS:225AF, BS:20	1	
16	FCU用手元開閉器	1F(R143)	1面		1	
17	WHM-1-SW-1	1F(R144)	1面	WHM×2	1	
18	R-1-SW-1	1F(R144)	住宅分電盤		1	
19	R-1-SW-1(UPS)	1F(R144)	住宅分電盤		1	
20	FCU用手元開閉器	1F(R144)	1面		1	
21	WHM-1-SW-2	1F(R145)	1面	WHM×1	1	
22	R-1-SW-2	1F(R145)	住宅分電盤		1	
23	R-1P-2	1F(R142)	1面	空調機×2, FAN×2, 電源送り×1		1
24	WHM-1-OA2	1F(R142)	1面	MS:225AF, WHM×2	1	
25	R-1-OA-3-1	1F(R142)	住宅分電盤		1	
26	R-1-OA-3-2	1F(R142)	住宅分電盤		1	
27	R-1-OA-4-1	1F(R142)	住宅分電盤		1	
28	R-1-OA-4-2	1F(R142)	住宅分電盤		1	
29	R-1L-2	1F(R162)	2面連結	WHM, MS:100AF, BS:20/WHM, MS:100AF, BS:42, Ry:8/防災電源	1	
30	R-2L-1	2F(R261)	1面	WHM, MS:225AF, BS:48, Ry:10/防災電源	1	
31	R-2P-1	2F(R241)	1面	空調機×2, FAN×2, 電源送り×3		1
32	WHM-2-OA-1	2F(R241)	1面	WHM×2	1	
33	R-2-OA-1-1	2F(R241)	住宅分電盤		1	
34	R-2-OA-1-2	2F(R241)	住宅分電盤		1	
35	R-2-OA-2-1	2F(R241)	住宅分電盤		1	
36	R-2-OA-2-2	2F(R241)	住宅分電盤		1	
37	WHM-2-SW1	2F(R243)	1面	WHM×2	1	
38	R-2-SW-1	2F(R243)	住宅分電盤		1	
39	R-2-SW-1(UPS)	2F(R243)	住宅分電盤		1	
40	FCU用手元開閉器	2F(R243)	1面		1	
41	R-2P-2	2F(R242)	1面	空調機×2, FAN×3, 電源送り×3		1
42	WHM-2-OA-2	2F(R242)	1面	WHM×2	1	
43	R-2-OA-3-1	2F(R242)	住宅分電盤		1	
44	R-2-OA-3-2	2F(R242)	住宅分電盤		1	
45	R-2-OA-4-1	2F(R242)	住宅分電盤		1	
46	R-2-OA-4-2	2F(R242)	住宅分電盤		1	
47	R-2L-2	2F(R262)	1面	WHM, MS:100AF, BS:42, Ry:4/防災電源	1	
48	R-3L-1	3F(R361)	1面	WHM, MS:225AF, BS:56, Ry:16/防災電源	1	
49	R-3P-1	3F(R341)	1面	空調機×2, FAN×2, 電源送り×3		1
50	WHM-3-OA1	3F(R341)	1面	WHM×2	1	
51	R-3-OA-1-1	3F(R341)	住宅分電盤		1	
52	R-3-OA-1-2	3F(R341)	住宅分電盤		1	
53	R-3-OA-2-1	3F(R341)	住宅分電盤		1	
54	R-3-OA-2-2	3F(R341)	住宅分電盤		1	
55	WHM-3-SW1	3F(R343)	1面	WHM×2	1	
56	R-3-SW-1	3F(R343)	住宅分電盤		1	
57	R-3-SW-1(UPS)	3F(R343)	住宅分電盤		1	
58	FCU用手元開閉器	3F(R343)	1面		1	
59	WHM-3-SW2	3F(R344)	1面	WHM×1	1	
60	R-3-SW-2	3F(R344)	住宅分電盤		1	
61	R-3P-2	3F(R342)	1面	空調機×1, FAN×4, 電源送り×3		1
62	WHM-3-OA2	3F(R342)	1面	WHM×4	1	
63	R-3-OA-3-1	3F(R342)	住宅分電盤		1	
64	R-3-OA-3-2	3F(R342)	住宅分電盤		1	

65	R-3-OA-4-1	3F(R342)	住宅分電盤			1
66	R-3-OA-4-2	3F(R342)	住宅分電盤			1
67	R-3-OA-4-3	3F(R342)	住宅分電盤			1
68	R-3L-2	3F(R362)	1面	WHM、MS:100AF、BS:38、Ry:4/防災電源		1
69	排煙電動窓電源盤	3F(R362)	1面	MS:50AF、BS:6		1
70	R-4L-1	4F(R461)	1面	WHM、MS:225AF、BS:48、Ry:11/防災電源		1
71	R-4P-1	4F(R441)	1面	空調機×2、FAN×2、電源送り×3		1
72	WHM-4-OA-1	4F(R441)	1面	WHM×2		1
73	R-4-OA-1-1	4F(R441)	住宅分電盤			1
74	R-4-OA-1-2	4F(R441)	住宅分電盤			1
75	R-4-OA-2-1	4F(R441)	住宅分電盤			1
76	R-4-OA-2-2	4F(R441)	住宅分電盤			1
77	WHM-4-SW1	4F(R443)	1面	WHM×2		1
78	R-4-SW-1	4F(R443)	住宅分電盤			1
79	R-4-SW-1(UPS)	4F(R443)	住宅分電盤			1
80	FCU手元開閉器	4F(R443)	1面			1
81	R-4P-2	4F(R442)	1面	空調機×2、FAN×3、電源送り×3		1
82	WHM-4-OA2	4F(R442)	1面	WHM×2		1
83	R-4-OA-3-1	4F(R442)	住宅分電盤			1
84	R-4-OA-3-2	4F(R442)	住宅分電盤			1
85	R-4-OA-4-1	4F(R442)	住宅分電盤			1
86	R-4-OA-4-2	4F(R442)	住宅分電盤			1
87	R-4L-2	4F(R462)	1面	WHM、MS:100AF、BS:42、Ry:4/防災電源		1
88	R-5L-1	5F(R561)	1面	WHM、MS:225AF、BS:52、Ry:16/防災電源		1
89	R-5P-1	5F(R541)	1面	空調機×2、FAN×2、電源送り×3		1
90	WHM-5-OA1	5F(R541)	1面	WHM×2		1
91	R-5-OA-1-1	5F(R541)	住宅分電盤			1
92	R-5-OA-1-2	5F(R541)	住宅分電盤			1
93	R-5-OA-2-1	5F(R541)	住宅分電盤			1
94	R-5-OA-2-2	5F(R541)	住宅分電盤			1
95	WHM-5-SW3	5F(C300内・R543)	1面	WHM×1		1
96	R-5-SW-3	5F(C300内・R543)	住宅分電盤	WHM×2		1
97	WHM-5-SW1	5F(R544)	1面			1
98	R-5-SW-1	5F(R544)	住宅分電盤			1
99	R-5-SW-1(UPS)	5F(R544)	住宅分電盤			1
100	FCU手元開閉器	5F(R544)	1面			1
101	WHM-5-SW2	5F(R545)	1面	WHM×1		1
102	R-5-SW-2	5F(R545)	住宅分電盤			1
103	R-5P-2	5F(R542)	1面	空調機×2、FAN×4、電源送り×3		1
104	WHM-5-OA2	5F(R542)	1面	WHM×2		1
105	R-5-OA-3-1	5F(R542)	住宅分電盤			1
106	R-5-OA-3-2	5F(R542)	住宅分電盤			1
107	R-5-OA-4-1	5F(R542)	住宅分電盤			1
108	R-5-OA-4-2	5F(R542)	住宅分電盤			1
109	R-5L-2	5F(R562)	1面	WHM、MS:100AF、BS:38、Ry:4/防災電源		1
110	R-6見学者	見学者用空調機械室	住宅分電盤			1
111	リフター電源盤	リフター機械室(床下)	1面			1
112	R-6L-1	6F(R661)	1面	WHM、MS:225AF、BS:48、Ry:13/防災電源		1
113	R-6P-1	6F(R641)	1面	空調機×3、FAN×1、電源送り×2		1
114	WHM-6-SW1	6F(R644)	1面	WHM×2		1
115	R-6-SW-1	6F(R644)	住宅分電盤			1
116	R-6-SW-1(UPS)	6F(R644)	住宅分電盤			1
117	R-6-OA-1	6F(R643)AV機器室	1面	WHM、MS:225AF、BS:66、Ry:12		1
118	R-6P-2	6F(R642)	1面	空調機×3、電源送り×1		1
119	R-6L-2	6F(R662)	1面	WHM、MS:225AF、BS:61、Ry:12/防災電源		1
120	R-RP-1	RF(RP41)	1面	FAN×2		1
121	R-RP-2	RF(RP42)	1面	FAN×1		1
122	R-RP-3	RF(RP43)	1面	FAN×5		1

点検対象分電盤リスト

計算機棟	盤名称	場所	形状	主要機器	電灯	動力
1	FAN手元開閉器	B1F(OA)FAN(西)	1面			1
2	FAN手元開閉器	B1F(C045)	1面			1
3	C-B1P-1	B1F(C041)	8面連結	空調機×17、FAN×8、排水ポンプ×8、電源送り×2		1
4	C-B1L-1	B1F(C041)	1面	MS:100AF、BS:20、Ry:7/防災電源	1	
5	C-B1P-2	B1F(C043)	3面連結	空調機×3、FAN×4、排水ポンプ×10		1
6	C-B1P-3	B1F(C043)	1面	空調機×1、電源送り×3		1
7	C-B1L-2	B1F(C043)	1面	MS:100AF、BS:18、Ry:6/防災電源	1	
8	FAN手元開閉器	B1F(OA)FAN(東)	1面			1
9	FAN手元開閉器	B1F(C046)	1面			1
10	O-1L-1	外構(自転車置場)	1面	MS:50AF、BS:12、Ry:12	1	
11	C-1L-1	1F(C100内 C163)	1面	MS:225AF、BS:50、Ry:4/防災電源	1	
12	C-1L-2	1F(C164)	1面	MS:225AF、BS:52、Ry:12/防災電源	1	
13	C-1L-3	1F(C112内 C122)	1面	MS:225AF、BS:54、Ry:10/防災電源	1	
14	C-1-OA-1	1F(C106)	1面	MS:225AF、WHM、BS:36	1	
15	C-1-OA-2	1F(C111)	1面	MS:225AF、WHM、BS:58	1	
16	C-1-SW-1	1F(C143)	1面	WHM、MS:100AF、BS:14/WHM、MS:50AF、BS:12	1	
17	C-1P-1	1F(C121内 C142)	1面	FAN×3、電源送り×1		1
18	R1-2P-10	1F(C121内 C142)	1面	FAN×1※機器完成図はC-1P-1		1
19	C-2P-1	2F(空調機室 東)	7面連結	空調機×4、FAN×4、電源送り×1		7
20	C-2L-1	2F(空調機室 東)	1面	MS:100AF、BS:18、Ry:6/防災電源	1	
21	FAN手元開閉器	2F(C244)	1面			1
22	FAN手元開閉器	2F(OA)FAN(東)	1面			1
23	C-2P-2	2F(空調機室 西)	10面連結	空調機×32、FAN×4、電源送り×2		10
24	C-2L-2	2F(空調機室 西)	1面	MS:100AF、BS:14、Ry:6/防災電源	1	
25	C-2P-3	2F(空調機室 東)	4面連結	75kW×7		4
26	C-2P-4	2F(空調機室 西)	4面連結	75kW×6、37kW×2		4
27	FAN手元開閉器	2F(C245)	1面			1
28	FAN手元開閉器	2F(OA)FAN(西)	1面			1
29	C-3L-1	3F(C342内 C363)	1面	MS:100AF、BS:25、Ry:7/防災電源	1	
30	C-3L-2	3F(C364)	1面	MS:100AF、BS:28、Ry:7/防災電源	1	
31	C-3L-3	3F(C300内 C362)	1面	MS:100AF、BS:22、Ry:6/防災電源	1	
32	C-3L-4	3F(C300内 C361)	1面	MS:100AF、BS:22、Ry:7/防災電源	1	
1	サーバ用電源盤No.1	持ち込みサーバ室	1面	WHM×5、2P50AF×4×5	1	
2	サーバ用電源盤No.2	持ち込みサーバ室	1面	WHM×5、2P50AF×4×5	1	
3	サーバ用電源盤No.3	持ち込みサーバ室	1面	WHM×5、2P50AF×4×5	1	
4	サーバ用電源盤No.4	持ち込みサーバ室	1面	WHM×5、2P50AF×4×5	1	
5	サーバ用電源盤No.5	持ち込みサーバ室	1面	WHM×5、2P50AF×4×5	1	
6	サーバ用電源盤No.6	持ち込みサーバ室	1面	WHM×5、2P50AF×4×5	1	
7	サーバ用電源盤No.7	持ち込みサーバ室	1面	WHM×5、2P50AF×4×5	1	
8	サーバ用電源盤No.8	持ち込みサーバ室	1面	WHM×5、3P125AF×1、2P50AF×4×4	1	
9	サーバ用電源盤No.9	持ち込みサーバ室	1面	WHM×5、2P50AF×4×6	1	
10	サーバ用電源盤No.10	持ち込みサーバ室	1面	WHM×5、3P50AF×2、3P50AF×1、2P50AF×3、2P50AF×1、予備	1	
11	サーバ用電源盤No.11	持ち込みサーバ室	1面	負荷接続なし	1	
12	FX10用予	持ち込みサーバ室	1面	WHM函	1	
13	サーバ用電源盤No.12	持ち込みサーバ室	1面	I社機モーター×3、2P50AF×26	1	
14	サーバ用電源盤No.13	持ち込みサーバ室	1面	I社機モーター×3、2P50AF×26	1	
15	Eサーバ用電源盤(1)No.1	持ち込みサーバ室	1面	WHM×5、2P50AF×4×5	1	
16	Eサーバ用電源盤(1)No.2	持ち込みサーバ室	1面	WHM×5、2P50AF×4×5	1	
17	Eサーバ用電源盤(1)No.3	持ち込みサーバ室	1面	WHM×5、2P50AF×4×5	1	
18	Eサーバ用電源盤(1)No.4	持ち込みサーバ室	1面	WHM×5、2P50AF×4×5	1	
19	Eサーバ用電源盤(2)No.1	サーバ用電源室	1面	WHM×5、2P50AF×4×5	1	
20	HPCI用電源盤	サーバ用電源室	3面連結	WHM×2、3P100AF×8、2P50AF×24×2	3	
21	空調用動力制御盤	3F(C342)	1面	WHM×2、空調機、チラー	1	
22	サーバ用電源盤(A)	3F(C342)	1面	WHM×5、2P50AF×4×5	1	
23	サーバ用電源盤(B)	3F(C342)	1面	WHM×5、2P50AF×4×5	1	
24	サーバ用電源盤(C)	3F(C342)	1面	WHM×1、3P50AF×13	1	
25	サーバ用電源盤(D)	3F(C342)	1面	WHM×1、3P125AT×1、2P50AF×5	1	

点検対象分電盤リスト

熱源機械	盤名称	場所	形状	主要機器	電灯	動力
1	O-1L-2	外構(熱源棟西)	1面	MS:50AF, BS:16, Ry:12	1	
2	FAN手元開閉器	ごみ庫	1面			1
3	FAN手元開閉器	消火P室	1面			1
4	E-1P-1	熱源棟1F	7面連結	75kW林°ン°×3, 37kW林°ン°×3, 18.5kW林°ン°×1		7
5	E-1P-2	熱源棟1F	4面連結	160kW林°ン°, 86kW冷凍機, 15kWファン, 11kWファン, 4.5kWファン×2		4
6	E-1P-3	熱源棟1F	1面	160kW林°ン°, 86kW冷凍機		7
7	E-1P-4	熱源棟1F	2面連結	160kW林°ン°×2		2
8	E-1P-5	熱源棟1F	1面	90kW林°ン°, 7.5kW冷凍機		1
9	E-1P-6	熱源棟1F	3面連結	90kW林°ン°, 45kW林°ン°×2, 11kW林°ン°, 6.7kW冷凍機		3
10	E-1P-7	熱源棟1F	3面連結	自動給水林°ン°等電源送り×16		3
11	E-1P-7-2	熱源棟1F	1面	1.5kW林°ン°×2		1
12	E-1P-8-1	熱源棟1F	6面連結	86kW冷凍機×2, 75kW林°ン°×3		6
13	E-1P-8-2	熱源棟1F	8面連結	156kW冷凍機, 55kW林°ン°×2, 37kW林°ン°×3, 22kW林°ン°×2, 18.5kW林°ン°, 15kW林°ン°, 11kW林°ン°×2, 5.5kW林°ン°, 冷凍機4.5kW		8
14	E-1P-9	熱源棟1F	1面	45kW林°ン°, RT-8用操作電源		1
15	E-1L-1	熱源棟1F	1面	MS:225AF, BS:39, Ry:10/防災電源	1	
16	E-2L-1	熱源棟2F(中監室)	1面	MS:100AF, BS:38	1	
17	E-2P-1	熱源棟2F(中監室)	1面	3.7kW空調機		1
18	E-RP-1	熱源棟RF	5面連結	5.5kW冷却塔×23, 12kWヒ-ター×4		5
19	E-RP-2	熱源棟RF	2面連結	5.5kW冷却塔×12, 12kWヒ-ター×1		2
20	E-RP-3	熱源棟RF	2面連結	5.5kW冷却塔×12, 12kWヒ-ター×1		2
21	E-RP-4	熱源棟RF	3面連結	5.5kW冷却塔×12, 12kWヒ-ター×1		3
22	E-RP-5	熱源棟RF	2面連結	5.5kW冷却塔×8, 12kWヒ-ター×2		2
23	E-RP-6	熱源棟RF	1面	5.5kW冷却塔×3, 12kWヒ-ター×1		1

3 61

点検対象分電盤リスト

屋外熱源置場	盤名称	場所	形状	主要機器	電灯	動力
1	E2-1P-1	屋外熱源置場	1面	林°ン°電源		1
2	E2-1P-2	屋外熱源置場	2面連結	排水中和装置電源、100V降圧盤		2
3	E2-1P-3	屋外熱源置場	1面	林°ン°電源		1
4	E2-1P-4	屋外熱源置場	3面連結	空冷ヒ-ト林°ン°ヒ-ター電源		3
5	E2-1P-5	屋外熱源置場	2面連結	空冷ヒ-ト林°ン°ヒ-ター電源		2
6	E2-1P-6	屋外熱源置場	3面連結	空冷ヒ-ト林°ン°ヒ-ター電源		3
7	E2-1P-7	屋外熱源置場	2面連結	空冷ヒ-ト林°ン°ヒ-ター電源		2

14

点検対象分電盤リスト

特高電気	盤名称	場所	形状	主要機器	電灯	動力
1	T-1P-1	特高監視室	2面連結	空調機×6, FAN×7, 電源送り×2		2
2	T-1L-1	特高監視室	1面	MS:50AF, BS:13, Ry:3/防災電源	1	

1 2

主要機器と運転・監視及び日常点検・保守周期表

施設管理業務運転基準(機械設備関係) 平日

仕様書の第3編 運転・監視及び日常点検・保守の「第4章 機械設備」の点検項目による

項目	仕様等	数量	日点検	週点検	月点検	備考	対応点検表No
(計算機棟)							
空調和機 (エアハンドリングユニット)	(計算機系)外調×5台、多機能×2台、顕熱×(70-3)台、(居室系)全熱×3台	77台			12		
空気清浄装置 (耐塩害除去フィルター)	OAチャンバー(東)×2台、OAチャンバー(西)×2台、C141、3階×2台、EV機械室	8台			12		
ファンコイルユニット	隠ぺい型	11台			12		
送風機	送排風機・排煙機	31台		52			
水中ポンプ	雑排水用	18台		52	12		
貯湯槽	小型電気温水器	13台			12		
雑排水槽・汚水槽	機器排水槽、湧水槽	9組			12		
(特殊装置：CPUクーラー)							
純水装置 (送水ポンプ含む)	日点検：水質表示・流量・フィルター差圧の記録、週点検：各計器を確認し運転状況を記録	2組	242	52			
CPU冷水ポンプ	点検仕様は、陸上ポンプによる	13台		52			
CPU水-水熱交換器 (SUS製プレート式)	異常の有無の確認	6台			12		
二次冷水膨張タンク	封入圧力を確認	6組			12		
(熱源機械棟)							
(冷熱源機器)							
蒸気ボイラ	伝熱面積19.15㎡の運転・監視記録 (6時間毎 但し、継続運転時に限る/1回/月保守運転を行う)	1台			12		
蒸気ボイラ用軟水装置		2組	242				
リボイラー (蒸気発生器ユニット)	第一種圧力容器、1・2号機 2週間毎切替、交互運転	2組		52			
リボイラー用軟水装置		2組	242				
吸収式冷凍機	1700USRTの運転・監視記録 (6時間毎)	4台	242				
ターボ冷凍機	1400USRT×2台、700USTR×2台の運転・監視記録 (6時間毎)	4台	242				
水冷式スクリーユ冷凍機	200USTRTの運転・監視記録 (6時間毎)	1台	242				
温水熱交換機	第一種圧力容器	2組			12		
冷水ヘッダー	冷水一次往ヘッダー、冷水二次往ヘッダー、冷水一次還ヘッダー、冷水二次還ヘッダー	11組			12		
温水ヘッダー	温水一次往ヘッダー、温水二次往ヘッダー、温水一次還ヘッダー、温水二次還ヘッダー	6組			12		
蒸気往ヘッダー		1組			12		
冷却塔	空研工業製：CT-1~CT-4 (1,700RT 12連)、CT-5-1~CT-5-2 (700RT 4連)	9式		52			
	CT-6 (1,400RT 6連)、CT-7 (700RT 3連)、CT-8 (700RT 3連)、CT-9 (200RT 2連)						

主要機器と運転・監視及び日常点検・保守周期表

施設管理業務運転基準(機械設備関係) 平日

仕様書の第3編 運転・監視及び日常点検・保守の「第4章 機械設備」の点検項目による

項目	仕様等	数量	日点検	週点検	月点検	備考	対応点検表No
(冷熱源機器)							
空気調和機 (エアハンドリングユニット)	(居室系)全熱×1台	1台			12		
空気清浄装置 (耐塩害除去フィルター)	OAファン室×2台、EV機械室、2階空調機械室	4台			12		
ファンコイルユニット	隠ぺい型	3台			12		
冷水一次ポンプ		8台		52			
温水一次ポンプ		2台		52			
冷水二次ポンプ		11台		52			
温水二次ポンプ		4台		52			
冷却水ポンプ		9台		52			
還水ポンプ		6台		52			
送風機		13台		52			
蓄熱槽	水蓄熱槽 (1次 水-水熱交換器、2次 水-水熱交換器、循環ポンプ 2台)	1基		52			
ホットウェルタンク	10m ³ ×2基	2基			12		
フラッシュタンク	0.012m ³	2組			12		
冷水膨張タンク		2組			12		
温水膨張タンク		2組			12		
(給排水衛生)							
加圧給水ポンプユニット (3台ロータリー運転)	飲用水用、雑用水用	2台		52	12		
加圧給水ポンプユニット (自交・並列運転)	CGS用、冷却塔(CT-1,5,7)用、冷却塔(CT-2,3)用、冷却塔(CT-4,6,9)用、バックアップ用	5台		52	12		
給湯循環ポンプ		2台		52	12		
屋内消火栓ポンプ		1式		52			
排水ポンプ		4台		52	12		
飲料用受水槽	有効25.0m ³	1組			12		
貯湯槽	第一種圧力容器	2組			12		
雑用水槽	70m ³	1式			12		
消火水槽	5.2m ³	1式			12		
工業用水受水槽	500m ³	1式			12		
冷却塔補給水槽	840m ³	1式			12		
給湯用膨張タンク		1組			12		

主要機器と運転・監視及び日常点検・保守周期表

施設管理業務運転基準(機械設備関係) 平日

仕様書の第3編 運転・監視及び日常点検・保守の「第4章 機械設備」の点検項目による

項目	仕様等	数量	日点検	週点検	月点検	備考	対応点検表No
(特殊装置：除害施設)							
CGSドレン排水中和装置	除害施設(月1回のpH計校正作業含む)	1式			12		
排水管理責任者法定業務	公害防止管理者(水質関係1~4種)、公害防止主任管理者、排水管理責任者資格認定講習修了者	1式			12		
(特殊装置：ろ過施設)							
工業用水ろ過設備		3組			12		
工水濾過ポンプ(逆洗ポンプ含む)	1週間毎切替、交互運転	3式		52	12		
雨水ろ過設備		1組			12		
雨水濾過ポンプ(逆洗ポンプ含む)		2式		52	12		
冷却水ブロー水濾過設備		1式			12		
冷却水濾過ポンプ(逆洗ポンプ含む)		2式		52	12		
(特殊装置：水質保持装置)							
冷却水薬注設備	殺菌剤タク+注入ポンプ(9台)、防錆防スケール剤タク+注入ポンプ(9台)、各ろ過器殺菌剤タク+注入ポンプ(4台)	22台		52			
(屋外熱源置き場)							
(冷熱源機器)							
蒸気ボイラ	伝熱面積9.91m ² の運転・監視記録(6時間毎 但し、継続運転時に限る/1回/月保守運転を行う)	3台			12		
モジュール型空冷ヒートポンプチラー	インバーターポンプ内蔵、6連結	2組	242				
ホットウェルタンク	9m×2基	2基			12		
(特殊装置：除害施設)							
ボイラドレン排水中和装置	除害施設(月1回のpH計校正作業含む)	3式			12		
(研究棟)							
空気調和機	外調×3台、全熱×4台、顕熱×22台	29台			12		
空気清浄装置(耐塩害除去フィルター)	B1空調機械室、6階講堂系、6階ラウンジ系、水景設備室	4台			12		
ファンコイルユニット	隠ぺい100台、床置き6台、AC-R-63、AC-R-64	108台			12		
送風機	空調送排風機、水景設備室、排煙機	22台		52			
雑排水槽・汚水槽	汚水槽	1槽			12		
補助用消火高架水槽		1台			12		
排水ポンプ	汚水排水ポンプ	2台		52	12		
貯湯槽	小型電気温水器	1台			12		

主要機器と運転・監視及び日常点検・保守周期表

施設管理業務運転基準(機械設備関係) 平日

仕様書の第3編 運転・監視及び日常点検・保守の「第4章 機械設備」の点検項目による

項目	仕様等	数量	日点検	週点検	月点検	備考	対応点検表No
(特殊装置：水景設備)							
水景設備装置	点検内容は、循環ろ過装置の点検による。周期は、記載通り。	1式		52			
(特殊装置：床冷暖房設備)							
冷温水二次ポンプ	点検仕様は、陸上ポンプによる	1台		52			
冷温水熱交換機	異常の有無の確認	1台			12		
冷温水膨張タンク	封入圧力を確認	1台			12		
(特高施設)							
空調和機 (エアハンドリングユニット)	顕熱×6台	6台			12		
空気清浄装置 (耐塩害除去フィルター)	監視室、変圧器室	2台			12		
送風機	監視室、変圧器室×2台、工水メーター室、構内配線路×5台	9台		52			

主要機器と運転・監視及び日常点検・保守周期表

施設管理業務運転基準(機械設備関係) 休日

仕様書の第3編 運転・監視及び日常点検・保守の「第4章 機械設備」の点検項目による

項目	仕様等	数量	日点検	週点検	月点検	備考	対応点検表No
(計算機棟)							
(特殊装置：CPUクーラー)							
純水装置 (送水ポンプ含む)	日点検：水質表示・流量・フィルター差圧の記録、週点検：各計器を確認し運転状況を記録	2組	123				
(熱源機械棟)							
蒸気ボイラ	伝熱面積19.15㎡の運転・監視記録 (6時間毎 但し、継続運転時に限る)	1台					
蒸気ボイラ用軟水装置		2組	123				
リボイラー用軟水装置		2組	123				
吸収式冷凍機	1700USRTの運転・監視記録 (6時間毎)	4台	123				
ターボ冷凍機	1400USRT×2台、700USTR×1台の運転・監視記録 (6時間毎)	4台	123				
水冷式スクリュウ冷凍機	200USTRTの運転・監視記録 (6時間毎)	1台	123				

施設管理業務運転基準(機械設備関係)

仕様書の第3編 運転・監視及び日常点検・保守の「第4章 機械設備」の点検項目による

項目	仕様等	数量	日点検	週点検	月点検	備考	対応点検表No
(検針)							
上水量水器	1カ所	1台	365				
工水量水器	1カ所	1台	365				
下水流量計	北系統、南系統 (検針時に換気ファンの運転状況を確認する)	2台	365				
ガス流量計	取引用、ガスデマンド、貫流ボイラー	3台	365				
薬液液面タンク	防錆スケール剤、殺菌剤、殺菌剤(NU-2)のタンク液面	3台	365				
N2・CO2ガス圧	N2注入圧力、N2ポンベ圧力、CO2注入圧力	2台	365				
(環境管理等)							
飲料水残留塩素測定	熱源棟2階ミニキッチン、研究棟6階ラウンジ、計算機棟1階流し	4カ所		52			
フロン類の漏えい簡易点検	室外機設置：地階(高圧電気室1)、1階(C100)、3階(C342)、研究棟6階北外苑	4組			6	2ヵ月毎	

主要機器と運転・監視及び日常点検・保守周期表

施設管理業務運転基準(コジェネレーションシステム関係) 平日

製造会社が推奨する機器の点検項目による

項目	仕様等	数量	日点検	週点検	月点検	備考	対応点検表No
コジェネレーションシステム	発電出力：法定出力6,120kW	2組					
【設備詳細】							
(エンジン、発電機)							
ガスタービンエンジン	単純開放サイクル1軸式、拡散燃焼方式、すべり軸受、インパクター(180kw)始動方式、遊星歯車式減速機 回転速度:主軸14,000rpm、減速機軸1,800rpm、タービン形式カブリング(シールド含む)、電子式調速装置	1式	242			日3回	
発電機	横軸保護形回転界磁型同期発電機(6,120kw、6.6kV、60Hz、PF0.9、4極、F種絶縁)	1式	242			日3回	
エンクロージャ	防音構造鋼板製、屋外型	1式	242			日3回	
吸気/排気/換気設備	吸気耐塩フィルタ、給気耐塩フィルタ、吸換気消音器、換気ファン、バイルスタンプ、換気消音器、排気消音器、他	1式	242			日3回	
制御盤(自立屋外型)	鋼板製閉鎖垂直自立型、各号機用盤6面、共通盤(共通制御、引込遮断器)各1面、発電装置盤、始動電動機盤各号機2面	1式	242			日3回	
(蒸気発生装置)							
廃熱ボイラ+エコノマイザ、その他	自然循環水管式ボイラ、ドラム圧力常用1.67MPa、ボイラ蒸気圧力0.8MPaG、蒸気温度:飽和、 実際蒸発量:13,750kg/h(15℃、5,560kw)、水位制御:単要素(比例式)、エコマイザ:横型フィンチューブ式 一次二次圧制御弁、大気放蒸弁、機側操作盤:屋外壁掛け閉鎖型、他 給水ポンプ:多段タービン式、薬液注入装置:定量注入装置(樹脂製薬液タンク)、給水タンク:SUS製、20m ³	1式	242			日3回	
(補給水軟化設備) 2基共通							
軟水装置、制御盤	補給水：工業用水処理水量：16m ³ /h	1式	242			日3回	
(冷却水設備) 2基共通							
冷却塔、ファン、冷却水循環ポンプ	冷却塔：低騒音、白煙防止型	1式	242			日3回	
(ガス燃料設備) 2基共通							
ガス圧縮機、電動機、付属設備等	吐出量:1.845Nm ³ /h、吸込/吐出圧力:0.3MPa/1.8MPa、 電動機駆動スクロー式、バイル制御、主電動機:215kw、付属設備(フィルタ、各種弁類)	1式	242			日3回	
管理計器	流量計:GT燃料(温圧補正付)、蒸気、ボイラ給水、連続ボイラ、 圧力計:GT燃料、ボイラ給水、ボイラ蒸気、ボイラドラム、 水位計:ボイラドラム 温度計:GT燃料、排ガス、給水、冷却水 検知器:ガス漏れ、火災排気関係:NOX-O2分析計	1式	242			日3回	
計装用空気設備	空気圧縮機、フィルタ、エアドライバ、その他	1式	242			日3回	
シールエア空気設備	空気圧縮機、フィルタ、エアドライバ、空気槽その他	1式	242			日3回	
吸気冷却装置	冷水コイル式、吸気条件:外気35℃at65%RM→吸気20℃以下at94%RM、冷水条件:入口10℃出口18℃	1式	吸気冷却時のみ			日3回	
遠方監視装置	構成機器:液晶DP、プリンタ、PC本体、キーボード、 機能:状態監視、警報監視、グラフィック表示、トレンド表示、レポート一覧表示、帳票出力	1式	242			日8回	
ボイラー取扱作業主任者法定業務		1式	242		12		

主要機器と運転・監視及び日常点検・保守周期表

施設管理業務運転基準(コジェネレーションシステム関係) 休日

製造会社が推奨する機器の点検項目による

項目	仕様等	数量	日点検	週点検	月点検	備考	対応点検表No
コジェネレーションシステム	発電出力：法定出力6,120kW	2組					
【設備詳細】							
(エンジン、発電機)							
ガスタービンエンジン	単純開放サイクル1軸式、拡散燃焼方式、すべり軸受、インパルスタ(180kw)始動方式、遊星歯車式減速機 回転速度:主軸14,000rpm、減速機軸1,800rpm、タービン形式カブリング(シールド含む)、電子式調速装置	1式	123			日3回	
発電機	横軸保護形回転界磁型同期発電機(6,120kw、6.6kV、60Hz、PF0.9、4極、F種絶縁)	1式	123			日3回	
エンクロージャ	防音構造鋼板製、屋外型	1式	123			日3回	
吸気/排気/換気設備	吸気耐塩フィルタ、給気耐塩フィルタ、吸換気消音器、換気ファン、バイルスタンプ、換気消音器、排気消音器、他	1式	123			日3回	
制御盤(自立屋外型)	鋼板製閉鎖垂直自立型、各号機用盤6面、共通盤(共通制御、引込遮断器)各1面、発電装置盤、始動電動機盤各号機2面	1式	123			日3回	
(蒸気発生装置)							
廃熱ボイラ+エコノマイザ、その他	自然循環水管式ボイラ、ドラム圧力常用1.67MPa、ボイラ蒸気圧力0.8MPaG、蒸気温度:飽和、 実際蒸発量:13,750kg/h(15℃、5,560kw)、水位制御:単要素(比例式)、エコマイザ:横型フィンチューブ式 一次二次圧制御弁、大気放蒸弁、機側操作盤:屋外壁掛け閉鎖型、他 給水ポンプ:多段タービン式、薬液注入装置:定量注入装置(樹脂製薬液タンク)、給水タンク:SUS製20m ³	1式	123			日3回	
(補給水軟化設備) 2基共通							
軟水装置、制御盤	補給水：工業用水処理水量：16m ³ /h	1式	123			日3回	
(冷却水設備) 2基共通							
冷却塔、ファン、冷却水循環ポンプ	冷却塔：低騒音、白煙防止型	1式	123			日3回	
(ガス燃料設備) 2基共通							
ガス圧縮機、電動機、付属設備等	吐出量:1.845Nm ³ /h、吸込/吐出圧力:0.3MPa/1.8MPa、 電動機駆動スクエア式、バイル制御、主電動機:215kw、付属設備(フィルタ、各種弁類)	1式	123			日3回	
管理計器	流量計:GT燃料(温圧補正付)、蒸気、ボイラ給水、連続ボイラ、 圧力計:GT燃料、ボイラ給水、ボイラ蒸気、ボイラドラム、水位計:ボイラドラム 温度計:GT燃料、排ガス、給水、冷却水 検知器:ガス漏れ、火災排気関係:NOX-O2分析計	1式	123			日3回	
計装用空気設備	空気圧縮機、フィルタ、エアドライバ、その他	1式	123			日3回	
シールエア空気設備	空気圧縮機、フィルタ、エアドライバ、空気槽その他	1式	123			日3回	
吸気冷却装置	冷水コイル式、吸気条件:外気35℃at65%RM→吸気20℃以下at94%RM、冷水条件:入口10℃出口18℃	1式	吸気冷却時のみ			日3回	
遠方監視装置	構成機器:液晶DP、プリンタ、PC本体、キーボード、 機能:状態監視、警報監視、グラフィック表示、トレンド表示、レポート一覧表示、帳票出力	1式	123			日8回	
ボイラー取扱作業主任者法定業務		1式	123				

使用中の手順書

	手順書名	適用・発生頻度	備考
A	運転切替関係手順書		
	1 CGS切替用チェックシート(最新版).xls	2~3回/月	運転切替
	2 CGS危急用チェックシート(最新版).xls		
	3 CGS保守運転用チェックシート(最新版).xls		
	4 CGS切替 無線確認事項.xls		
	5 吸気冷却あり操作手順.xlsx	1回/年	春に通水準備、使用時に通水・バイパス扉を閉
6 吸気冷却なし操作手順.xlsx	1回/年	使用後に通水を停止、バイパス扉開秋に水抜き	
B	中央監視室での手順書		
	1 CGS切り替え運転用チェックシート.xlsx	2~3回/月	運転切替
	2 (中央監視)DPログシート2種類内1枚不使用.xls		
	3 CGS遠方監視装置立下げ立上げ手順.xlsx	1回/月	定期再立上げ
C	現地制御盤		
	1 機側時刻修正.pdf	1回/月	定期作業
D	ボイラー水位管理		
	1 CGSボイラ手動給水マニュアル.xls	2~3回/月	運転切替時
	2 水面計機能テスト手順.xls	1回/日	ボイラ則
	3 水面計機能テスト手順(パララン用).xls		
4 廃熱ボイラ全ブロー手順.xlsx	1回/年	点検整備前	
E	ボイラー水質管理		
	1 給水Pストレーナ清掃手順(3パターン有).xlsx	2~3回/月+1回/週	切替時+週末
	2 軟水装置フィクット(巡回毎).xls	1回/日	圧力・流量は2回/日
	3 CGSボイラ採水要領.xlsx	1回/週	採水瓶7本(MAX)
	4 CGSボイラ停止中の採水要領.xlsx		
	5 CGSボイラーPH記録表.xls	2回/日	高温・高圧・高pHの缶水を測定
	6 (24勤)CGSボイラーPH記録-パララン用.xlsx		
	7 pH計校正手順.pdf		
8 CGS pH測定手順.xlsx			
F	冷却塔		
	1 CGS冷却水ストレーナ清掃手順.xls	不定期	多いとき毎日~1回/数か月
	2 CGS CTと冷却塔ストレーナ清掃手順.xls	2回?/年	冷却塔清掃
G	PWU-3		
	1 PWU-3 警報発報時対応.xlsx	故障時	片肺運転・バイパス切替
H	巡回点検記録簿		
	1 (24勤)CGS運転ログ.xls	2回/日 異常有無確認は	日常点検
	2 (24勤)CGS運転ログ(雨天).xls		
	3 (24勤)CGS運転ログ(パララン用).xls	3回/日	
	4 (24勤)CGS運転ログ(雨天パララン用).xls		
5 MD1-4 ボンベ残圧記録.xlsx	3回/日		
I	その他		
	1 第二種/小型圧力容器自主検査記録(毎月初めに点検).xls	1回/月	
	2 窒素ボンベ交換.xls	随時	1MPa以下になったら
	3 CGSガス圧縮機がリスタート 要領.xlsx	-	
	4 ベビコンエレクトラップストレーナー清掃.xlsx	1回/月	定期作業
5 サンプルガス調整要領-現地掲示.xlsx	随時	点検時に基準外であった場合	

主要機器と運転・監視及び日常点検・保守周期表

施設管理業務運転基準(建築関係) 平日

仕様書の第3編 運転・監視及び日常点検・保守の「第2章 建築」の点検項目による

項目	仕様等	数量	日点検	週点検	月点検	備考	対応点検表No
陸屋根	3723.77m ² (計算機棟・研究棟)+1889.42m ² (熱源機械棟)+237.15m ² (特高電気室)=5850.34m ²	58.5			12		
ルーフトレン・樋		1式			12		
トップライト	3ヵ月毎に実施	2式			4		
視覚障害者誘導用ブロック		1式	242				
車いす用駐車スペース		2カ所	242				

施設管理業務運転基準(建築関係) 休日

仕様書の第3編 運転・監視及び日常点検・保守の「第2章 建築」の点検項目による

項目	仕様等	数量	日点検	週点検	月点検	備考	対応点検表No
視覚障害者誘導用ブロック		1式	123				
車いす用駐車スペース		2カ所	123				

施設管理業務運転基準(監視制御設備) 平日

仕様書の第3編 運転・監視及び日常点検・保守の「第5章 監視制御設備」の点検項目による

項目	仕様等	数量	日点検	週点検	月点検	備考	対応点検表No
監視制御機器 (中央監視装置×3、CGS×1)	月1回の立下げ、立ち上げを含む	4	242				
電源装置		1		52			

施設管理業務運転基準(監視制御設備) 休日

仕様書の第3編 運転・監視及び日常点検・保守の「第5章 監視制御設備」の点検項目による

項目	仕様等	数量	日点検	週点検	月点検	備考	対応点検表No
監視制御機器 (中央監視装置×3、CGS×1)		4	123				

施設管理業務運転基準(執務環境測定等) 平日

仕様書の第5編 執務環境測定等の「第2章 空気環境測定」点検項目による

項目	仕様等	数量	日点検	週点検	月点検	備考	対応点検表No
執務環境測定(空気環境測定)	2ヵ月毎に2回実施(12回/年)。観測機器は、センターより貸与。ホルムアルデヒドの測定は除く。	1式			12		

別表2 2023年度理化学研究所神戸南地区（計算科学研究センター）施設運営・維持管理業務 総合評価一般競争入札 評価項目・評価配点

【必須項目】

「別表1 技術評価項目」について、全て満たしている場合は基礎点100点を付与する。

【加点項目】

評価項目		評価点		評価内容		提出書類	加点方式/配点	評価確認方法等
分類	細分類	総点	個別点	項目	詳細			
技術的評価	業務の質	90	18	本施設の施設運営・維持管理業務を行うに必要な質の確保の確認を行う。	本施設の施設運営・維持管理業務を行うため、「点検、運転、操作、監視、保守」は、どのように取り組むのが良いかを記述する。	自由様式 ※提出用紙の記載上の注意点 ① JISA4サイズとする。 ② 縦向きに使用する。 ③ 文字は横書とする。	・提出書類の内容を総合的に評価する。＜18点＞ ア. 仕様書や運転基準に記載された施設管理の「業務内容」で、業務の進め方が記載されたもの。 イ. 仕様書や運転基準に記載されていない施設管理の「業務内容」で、業務の進め方が記載されたもの。 ウ. 本施設に対して「問題の提起」「提起した問題の解消方法」について、箇条書きで簡潔に記載されたもの。 ・評価と配点 A：非常に優れている……………18点 B：優れている……………12点 C：標準的・普通……………8点 D：記載なし・期待できない…0点	・仕様書に記載した項目についてPDCAサイクルを参考にして記載があるか評価する。 ・仕様書に記載ない項目でア.と同様に業務に必要な事項を記載する。 ・本施設は特別高圧、大型機器類、危険物・劇毒物等の取扱がある。これらについて記載を行う。
	施設の運用		18	規程された作業手順が、順守されていることの確認を行う。	業務の作業手順書の作成、作成した手順書を遵守した点検・作業を行うことの確認。	自由様式（注意点は同様） 1. 過去に従事した事業所等の「手順書」「周知方法」「実施結果」が分る書類	・提出書類の内容を総合的に評価する。＜18点＞ ア. 実際に作成した施設管理業務の作業手順書の一例を示し、その作業手順の周知方法と作業者が手順書を遵守して点検・作業を行ったことが確認できるもの。 ・評価と配点 A：非常に優れている……………18点 B：優れている……………12点 C：標準的・普通……………8点 D：記載なし・期待できない…0点	・作成された作業手順書、周知方法、それに基づき実施された内容を確認する。
	作業安全の確保		18	労働災害等の防止に取り組んでいることの確認を行う。	本業務に起因する当該施設内での労働災害等を想定した災害防止対策の確認。	自由様式（注意点は同様）	・提出書類の内容を総合的に評価する。＜18点＞ ア. 本業務の実施に当たり当該施設内の労働災害等の防止方法を仕様書に記載された業務内容等から想定し、特性要因図等を用いて防止対策を記載したもの。 ・評価と配点 A：非常に優れている……………18点 B：優れている……………12点 C：標準的・普通……………8点 D：記載なし・期待できない…0点	・本施設の業務の中には電気設備点検、機械設備点検、危険物・劇毒物の取扱並びに高所作業等がある。これらについて記載を行う。

評価項目		評価点		評価内容		提出書類	加点方式/配点	評価確認方法等														
分類	細分類	総点	個別点	項目	詳細																	
	資格の保有率		18	本施設の施設運営・維持管理業務を行うに必要な有資格者の確認を行う。	(特級・1級・2級)ボイラ技士、第(1・2・3)種電気主任技術者、第(1・2・3)種冷凍保安責任者、乙種第4類危険物取扱者、(甲・乙)消防設備士、エネルギー管理士又は管理員、第(1・2)種電気工事士、建築物環境衛生管理技術者、公害防止管理者(水質関係1~4種)、公害防止主任管理者、神戸市排水管理責任者資格認定講習修了者の各保有率。	施設業務に関する資格の保有率 施設業務に関する資格の保有率(別表3)に記入	<ul style="list-style-type: none"> ・保有率に配点を乗じて評価する。〈18点〉 ① 要員が複数種を取得している場合は、全て有効な数とする。 ② 資格に種別のあるものは、その上位の資格を有効な数とする。 ③ 資格の写しを添付する。 ・評価点 = 18 × (保有資格総数(個) ÷ 施設管理要員数(人)) (18点を超える場合は、18点とする) 	・提出された【別表3】施設業務に関する資格の保有率により加点方式計算に基き算出する。														
	研修体制		18	各研修制度等の整備と実施状況並びに成果の確認を行う。 企業独自の研修、派遣研修(認定機関への研修派遣)の別は問わない。	施設管理要員の技術力の維持及び向上のための教育プログラム・研修制度の整備と、その教育プログラム・研修制度の成果の確認。	自由様式(注意点は同様) ア. 前年度の研修実施報告書 イ. 契約期間内の研修計画書	<ul style="list-style-type: none"> ア. 提出された研修実施報告書に基づき状況及び内容を総合的に評価する。〈9点〉 イ. 契約期間中の研修計画書及び内容を総合的に評価する。〈9点〉 ・評価と配点(ア及びイ共通) A: 非常に優れている……………9点 B: 優れている……………6点 C: 標準的・普通……………4点 D: 記載なし・期待できない…0点 	<ul style="list-style-type: none"> ・研修実施報告書や研修レジュメ等により実施状況の確認を行う。 ・研修実施計画により実施状況の確認を行う。 														
公共性(施設)	男女共同参画への配慮		5	女性の活躍推進への取組み	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく「一般事業主行動計画」の策定または認定を評価する。	厚生労働大臣(労働局)に届出した書類で受付印があるものの写し、または基準適合一般事業主認定通知書の写し	<ul style="list-style-type: none"> 下記の取組みを行っていれば加点する〈5点〉 ・常時雇用する労働者数が101人以上の企業 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第9条の規定に基づく認定(ブラチナえるぼし、えるぼし認定)を受けている。 ・常時雇用する労働者数が100人以下の企業 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第8条の規定に基づき、一般事業主行動計画を策定し、厚生労働大臣(労働局)にその旨を届け出ている。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>認定の区分</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ブラチナえるぼし</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>えるぼし3段階目</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>えるぼし2段階目</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>えるぼし1段階目</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>行動計画</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>無し</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	認定の区分	配点	ブラチナえるぼし	5	えるぼし3段階目	4	えるぼし2段階目	3	えるぼし1段階目	2	行動計画	1	無し	0	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働大臣(労働局)に提出された書類等が、加点方式の常時雇用する労働者数別により定められたものであることの確認を行う。
認定の区分	配点																					
ブラチナえるぼし	5																					
えるぼし3段階目	4																					
えるぼし2段階目	3																					
えるぼし1段階目	2																					
行動計画	1																					
無し	0																					

評価項目		評価点		評価内容		提出書類	加点方式/配点	評価確認方法等
分類	細分類	総点	個別点	項目	詳細			
策 反 映 （ 評 価	男女共 同参画 への配 慮	10	5	仕事と子育ての両立への取り組み	次世代育成支援対策推進法に基づく、従業員の仕事と子育てに関する「一般事業主行動計画」の策定または認定を評価する。	厚生労働大臣(労働局)に届出した書類で受付印があるものの写し、または基準適合一般事業主認定通知書の写し	<p>下記の取り組みを行ってれば加点する<5点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・常時雇用する労働者数が101人以上の企業 「次世代育成支援対策推進法」第13条の規定に基づく認定(プラチナくるみん、くるみん、トライくるみんの認定)を受けている。 ・常時雇用する労働者数が100人以下の企業 「次世代育成支援対策推進法」第12条の規定に基づき、一般事業主行動計画を策定し、厚生労働大臣(労働局)にその旨を届け出ている。 	<p>・厚生労働大臣(労働局)に提出された書類等が、加点方式の常時雇用する労働者数別により定められたものであることの確認を行う。</p>
合計		100						

認定の区分	配点
プラチナくるみん	5
くるみん(R4年4月1日以降)	4
くるみん(H29年4月1日～ R4年3月31日)	3
トライくるみん	2
くるみん(H29年3月31日以前)	1
無し	0

【別表 3】施設業務に関する資格の保有率

3. 資格及び教育 1) 施設業務に関する資格の保有率		
資格名称	保有者氏名	保有資格数
特級ボイラ技士		
1 級ボイラ技士		
2 級ボイラ技士		
第 1 種電気主任技術者		
第 2 種電気主任技術者		
第 3 種電気主任技術者		
第 1 種冷凍保安責任者		
第 2 種冷凍保安責任者		
第 3 種冷凍保安責任者		
乙種第 4 類危険物取扱者		
消防設備士		
エネルギー管理士		
エネルギー管理員講習修了者		
第 1 種電気工事士		
第 2 種電気工事士		
建築物環境衛生管理技術者		
公害防止管理者(水質関係 1 種)		
公害防止管理者(水質関係 2 種)		
公害防止管理者(水質関係 3 種)		
公害防止管理者(水質関係 4 種)		
公害防止主任管理者		
神戸市排水管理責任者資格認定講習修了者		
<p>1. 施設管理要員が複数種を取得している場合は、全て有効な数とする。</p> <p>2. 資格に種別のあるものは、その上位の資格を有効な数とする。</p> <p>3. 資格の写しを添付する。</p> <p>評価点 = 保有資格総数(個)×施設管理要員数(人)×18</p> <p style="padding-left: 2em;">= (個)× (人)×18</p> <p style="padding-left: 2em;">= (18 点を超える場合は、18 点とする)</p>		

この表は、民間競争入札に使用

従来の実施状況に関する情報の開示

1 従来の実施に要した経費 (単位:千円)			
	2018年度	2019年度	2020年度
契約金額	90,486千円	90,486千円	305,316千円
<ul style="list-style-type: none">・現在、入札対象である事業の全部を請負契約により実施しており、契約金額（税込）を記載している。・2020年度は、複数年契約（3年）の初年度であり総額を記載している。・請負契約のため、業務費の詳細な内訳の開示は受けられない。			

2 従来の実施に要した人員 (単位:人)			
	2020年度	2021年度	2022年度
業務従事者	14人	14人	14人
(業務従事者に求められる知識・経験等) <ul style="list-style-type: none"> ・ 日勤業務、宿直業務に当たるものとして、業務責任者 1名、業務副責任者 1名、技術員 12名 ・ 知識・経験等は、仕様書に記載の通りです。 			
(業務の繁閑の状況とその対応) <ul style="list-style-type: none"> ・ 計算科学研究センターは、電気設備法令点検期間を除き 1年中・24時間/日 スーパーコンピュータ「富岳」を運用しているので、繁閑はありません。 ・ 出勤体制等は、仕様書に記載の通りです。 			

3 従来の実施に要した施設及び設備

施設概要

- ・仕様書をご参照願います。

(注記事項)

- ・点検対象設備等の図面等は、貸与する。
- ・機材、工具、資材及び消耗品等の負担については、仕様書をご参照願います。

4 従来の実施における目的の達成の程度(例)

	2020年度		2021年度		2022年度	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績
施設の稼働率	100%	100%	100%	100%	100%	100%

施設運営・維持管理業務において、スーパーコンピュータの運用の停止はございません。

(注記事項)

計算科学研究センターは、スーパーコンピュータ「富岳」を運用するためのものです。また、従来職員等に対して利用満足度の調査（利用満足度アンケート調査）は実施しておりません。

5 従来の実施方法等

従来の実施方法(業務フロー図等)

1. 仕様書に記載の通りの以下の内容を実施しています。
 - 1) 対象設備等の「点検、運転、操作、監視及び保守」
 - 2) 上記1)に必要な運転・作業手順書やチェックシートの作成並びに更新
 - 3) 上記1)における記録、報告及び記録の保管
 - 4) 施設内における簡易な修理依頼対応作業
 - 5) 関連業務の調整

2. 従来業務の業務分担及び民間競争入札による業務分担の関係は次葉の業務区分表のとおりです。

3. 計算科学研究センターは、スーパーコンピュータ「富岳」を運用するためのものです。

・ R-CCSの施設利用状況は、2020年4月に新型コロナウイルスによる感染拡大の事態に対応するため計算資源を優先して提供し、2021年3月9日に共用を開始して以降、100%となっています。

	業務内容	現状			民間競争入札			備考 (作業時期・頻度・条件等)
		R-CCS	A(主な受託者)	A以外の業者	R-CCS	B(請負者)	B以外の業者	
I 点検・ 運転・ 操作・ 監視 及び 保守 業務	1) 対象設備等の「点検、運転、操作、監視及び保守」		○			○		毎日 (24時間)
	2) 上記1)に必要な運転・作業手順書やチェックリストの作成並びに更新		○			○		適時
	3) 上記1)における記録、報告及び記録の保管		○			○		毎日 (決まった時間に)
	4) 施設内における簡易な修理依頼対応作業		○			○		依頼等があり次第
	5) 関連業務の調整		○			○		関連部署、R-CCS担当者からの依頼等があり次第
II 緊急 作業 、 臨時 作業	1) 業務時間外の作業（緊急作業）		○			○		トラブル発生等をトリガーとして実施 (単発で継続性はない) 費用は別途支払い
	2) 業務時間外の作業（臨時作業）		○			○		R-CCS担当者からの依頼にて実施 費用は別途支払い